

第4章 みどりの基本方針

第1節 みどりの将来像

「第2次野洲市総合計画」では、都市の将来像を『多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち』としています。

また、「野洲市都市計画マスタープラン」では、将来都市像を『活力ある都市と豊かな自然が調和したにぎわいとやすらぎのあるまち』としています。

本計画では、これらの将来像をふまえて、みどりの将来像を以下のとおりとします。

豊かなみどりが活力と交流を生むまち

また、豊かなみどりが活力と交流を生むまち実現のために、みどりの拠点や特色あるエリア、水と緑の軸などで構成される将来像を表4-1、図4-1に示します。

表4-1 みどりの将来像

みどりの拠点	三上山、希望が丘文化公園、湖岸緑地（吉川緑地含む）など、今後も市を代表する緑として保全、充実、活用を図る拠点
みどりあふれる市街地エリア	野洲駅周辺や北部合同庁舎付近など、都市活動や人々の生活の拠点となる地域で、公園や緑化された市街地等、みどりがあふれるエリア
みどりと共生する産業エリア	都市計画マスタープランで産業、商業、住宅機能を誘導する拡大市街地として位置づけられたエリアで、市民のニーズに合った公園の整備や緑化など、みどりと共生する市街地の形成を図るエリア
森との交流エリア	自然公園区域や風致地区に指定されている三上山から鏡山一帯で、豊かな自然環境の保全とともに、自然とふれあうレクリエーションの場として機能の向上を図るエリア
田園環境保全エリア	主に市の中部から北部一帯に広がる農地・集落地など、農地の保全と活用、周辺の住環境の向上を図るエリア
水と緑の軸	野洲川（野洲川河川公園、野洲川北流跡自然の森含む）や家棟川、琵琶湖岸、自転車・歩行者道など、特色ある水辺環境や景観を活かした水と緑の空間を形成していく軸

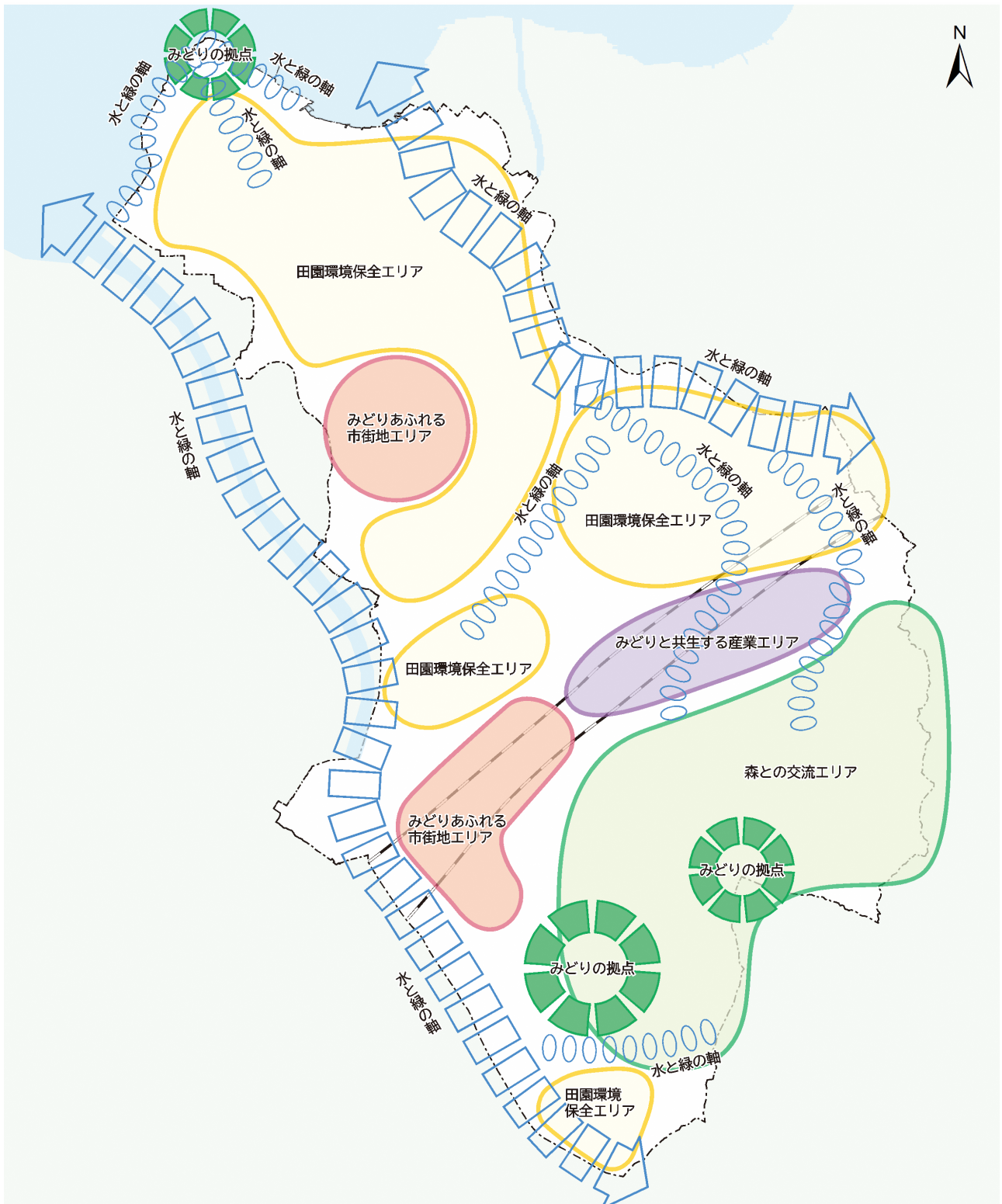


図 4-1 みどりの将来像図

第2節 みどりの基本方針

みどりの課題や上位計画、みどりの将来像を踏まえ、みどりの基本方針を以下のように設定します。

保全

かけがえのないみどりを守ります

本市は、三上山などの山林や琵琶湖や河川の水辺、のどかな田園など自然環境に恵まれたまちです。これらのかけがえのないみどりを保全・再生し次世代に引き継いでいくことで、人と自然が共生する都市を目指します。

創出

活力と交流を生むみどりを増やします

身近な公園は、都市の活力を生み、市民にとってのコミュニティ活動や交流、憩い、遊びの場としてだけでなく、災害時の避難場所あるいは生物の生息空間としても重要な役割を担っています。

公園の新規整備や適正配置に取り組むとともに、幅広い年代や多面的に利用され愛される公園づくりを目指します。

育成

身近なまちのみどりを育みます

身近にみどりを感じることでできる野洲市の実現のために、公共施設や民有地の緑化を進めて新たなまちのみどりを育みます。

連携

市民とともにみどりの輪をひろげます

みどり豊かなまちの実現のためには、市民と事業者、市が、それぞれの役割を担いながら良好なパートナーシップを築くことが大切です。市民のみどりに対する関心を高め、身近な自然環境などを学び体験できるような取組を行い、みんなでみどりの輪をひろげていきます。

第3節 みどりの目標

1. 人口の将来見通し

人口の将来見通しは、第2次野洲市総合計画との整合を図り、2030年（令和12年）では4万9千人程度とします。（2040年（令和22年）では4万8千人程度）

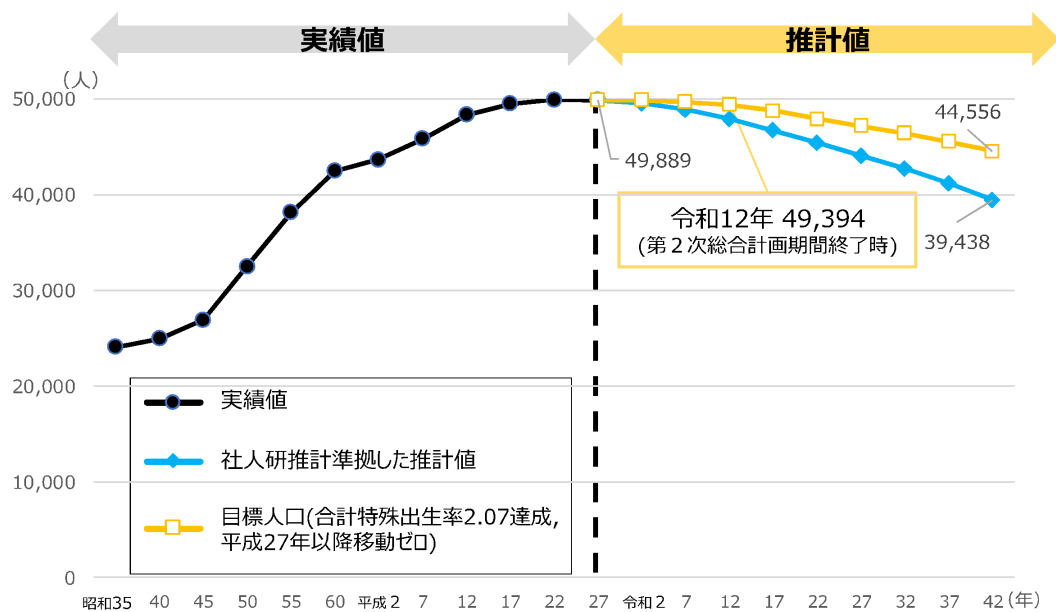


図4-2 今後の人口推移

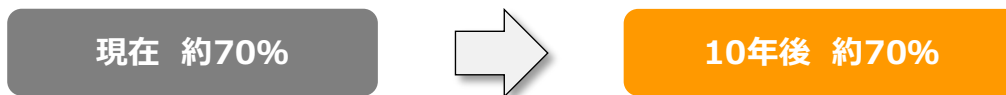
資料：第2次野洲市総合計画

2. みどりの目標

みどりの将来像の実現に向け、みどりの基本方針をふまえた、みどりの量や質を表す目標指標を以下のように設定します。

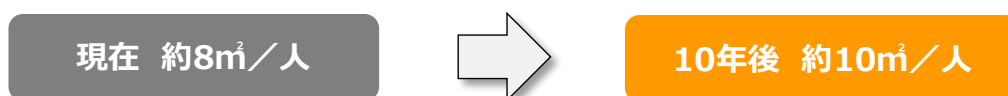
目標指標① 市全体に対するみどりの割合

将来的にも、現在と同じみどりの量を維持することを目標とします。



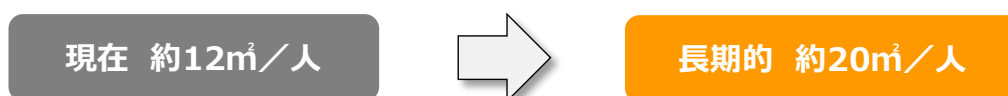
目標指標② 市民一人当たりの都市公園面積

今後の人口動向を踏まえ、市民一人当たりの都市公園面積 10 m²/人以上を確保することを目標とします。



目標指標③ 市民一人当たりの都市公園等*面積

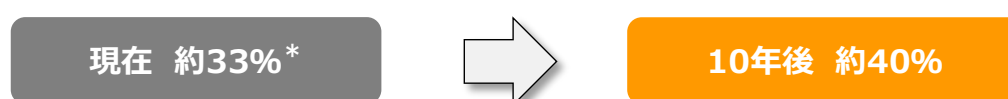
都市公園以外の公園を含めた都市公園等の市民一人当たりの面積は、長期的に 20 m²/人以上を確保することを目標とします。



* 都市公園等とは、都市公園、地域ふれあい公園、児童遊園、農村公園のこと

目標指標④ 公園を利用する人の割合

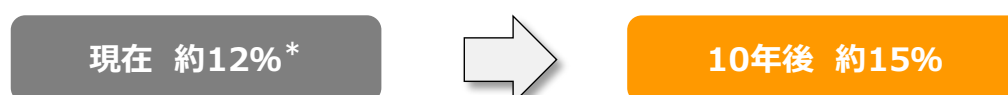
市民に親しまれる公園づくりを目指し、公園をよく利用する人の割合を増やすことを目標とします。



* 市民アンケートで、「公園を毎日利用する」「週に数回利用する」「月に数回利用する」と答えた人の割合

目標指標⑤ 地域のみどりを守り育む活動をしている人の割合

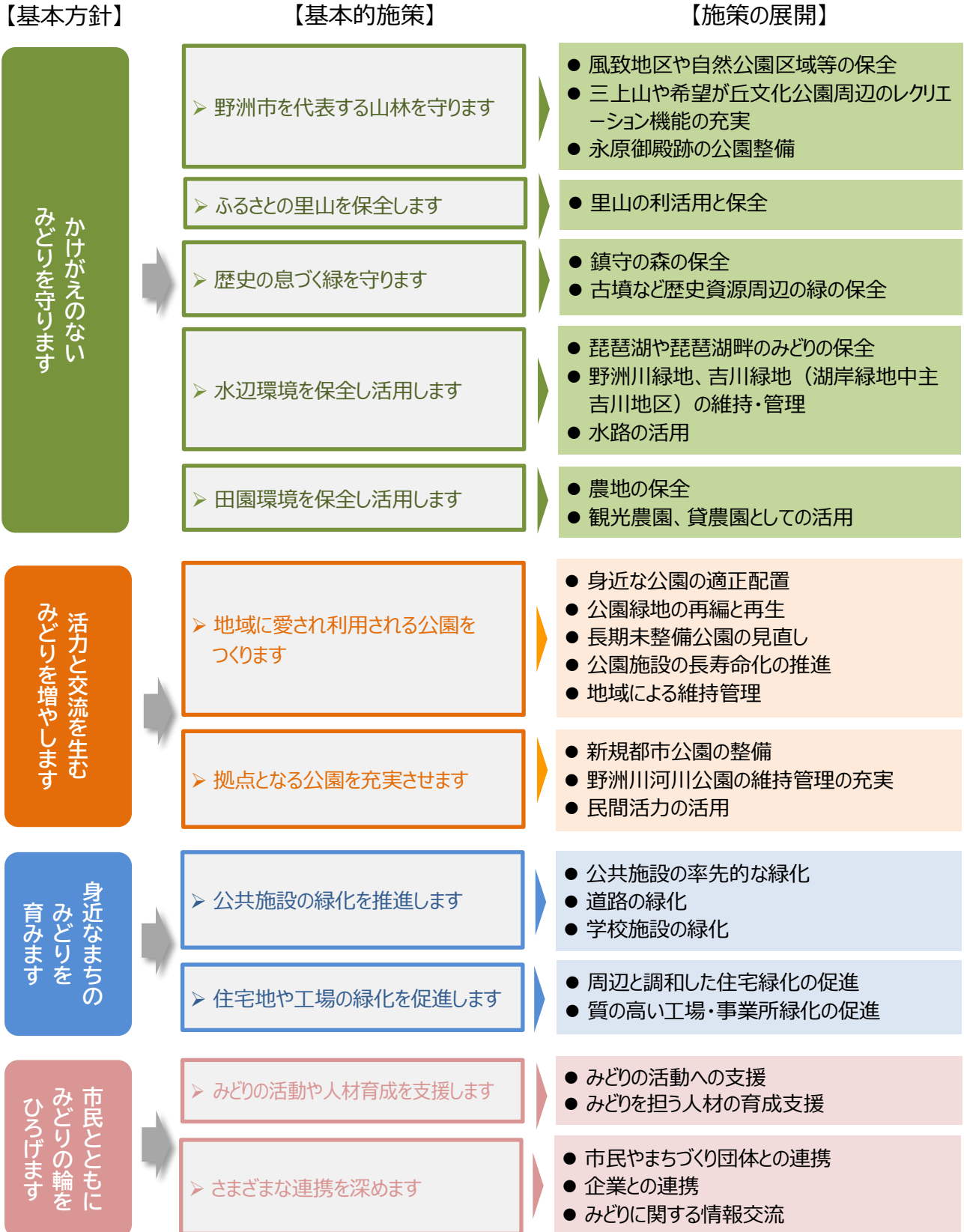
市民との協働によるみどりのまちづくりを目指し、地域のみどりの世話に関わる市民の割合を増やすことを目標とします。



* 市民アンケートで、「地域の緑の世話をしたい」と答えた人の割合

第5章 みどりの取組

第1節 施策の体系



第2節 みどりの施策

1. かけがえのないみどりを守るための施策

風致地区や自然公園区域等の保全

三上山から鏡山一帯の森林は、風致地区や、自然公園、保安林区域等に指定されています。

これらの山林は、本市のみどりの骨格を成す存在であり、今後も、原則としてこれらの指定を継続することにより、その保全を図ります。

また、建築・開発行為に対しては、「野州市風致地区内における建築等の規制に関する条例」の基準による適正な指導・誘導を行います。



三上山

三上山や希望が丘文化公園周辺のレクリエーション機能の充実

三上山は、なだらかな稜線を描くその美しい姿から、近江富士とも呼ばれ、多くの登山客が訪れています。

また、希望が丘文化公園は、東西約4km、南北約1km、面積416haに及ぶ公園で、公園内には文化ゾーン、野外活動ゾーン、スポーツゾーンなどが整備されています。隣接する近江富士花緑公園も、四季を通じて花と緑に親しむことができます。

三上山や希望が丘文化公園、近江富士花緑公園は、本市のみならず滋賀県を代表するレクリエーションの拠点でもあることから、施設等を活用したレクリエーション活動等の充実を推進、促進します。



希望が丘文化公園

永原御殿跡の公園整備

近世初期の御茶屋御殿（将軍上洛時の宿）であった永原御殿跡については、国史跡への指定を踏まえ、竹木の伐採等の管理とともに、本市の歴史を象徴する貴重な歴史資源として公園緑地化を検討します。



永原御殿跡

里山の利活用と保全

本市の南部には、集落と一体となった里山の景観があります。

里山は、地域の風土に根ざした多様で豊かな環境を形づくっているだけでなく、山を守ることが琵琶湖を守ることもつながっています。

したがって、森林組合と連携した森林資源としての有効活用に努めるとともに、漁業者と一緒にした植樹活動、里山観察会の場としての活用、森林法による適切な指導等により、今後もその利活用と保全に取り組めます。



漁民の森づくり

鎮守の森の保全

兵主神社は、鎮守の森として貴重な環境を保っています。境内のクスノキ林は、滋賀県で大切にすべき植物群落に指定されています。今後、（仮称）兵主神社庭園保存活用計画の策定と境内林の保全と適切な維持管理に取り組めます。

その他、市内に点在する寺社における樹木、樹林も郷土の歴史に根ざした貴重なみどりです。

これらの樹木、樹林地については、その保全のために保存樹・保存樹林や景観重要樹木[※]の指定について検討します。

また、現在も行われている地元による維持管理活動については、今後も継続するよう支援を行います。



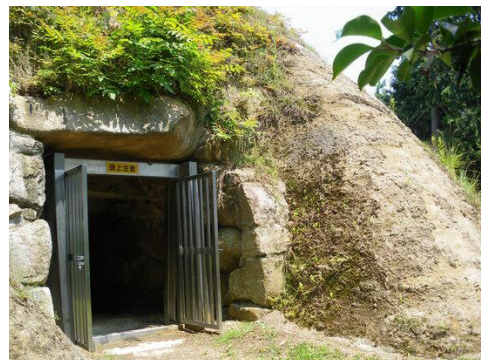
兵主神社

古墳など歴史資源周辺の緑の保全

本市は、日本最大の銅鐸が出土したことで知られ、出土地周辺の国指定の大岩山古墳群など史跡と一体となった緑が数多く存在しています。これらの歴史的資源と一体となったみどりは、地域住民に憩いと潤いを与えるものであることから、将来にわたって、史跡を活かしつつ周囲の樹林地の保全に努めます。



弥生の森歴史公園



桜生史跡公園

琵琶湖や琵琶湖畔のみどりの保全

琵琶湖は、本市にとって自然の恵みを与えてくれるだけでなく、レクリエーションの場、観光資源、景観資源でもあります。

今後も、琵琶湖国定公園としての琵琶湖の保全はもとより、琵琶湖畔のクロマツの保全、家棟川河口部におけるビオトープの管理や、水生生物の生息環境を保全するために湖岸等におけるヨシ群落の再生を推進します。

また、マイアミ浜やあやめ浜全体の緑地保全を促進します。



クロマツの保全活動



琵琶湖（ビワコマイアミランド・マイアミ浜オートキャンプ場）

野洲川緑地、吉川緑地（湖岸緑地中主吉川地区）の維持・管理

本市の東西には県内有数の河川である野洲川と日野川が流れています。

また、家棟川等の河川が田園地帯を流下して琵琶湖に注いでおり、魚や野鳥などの生物の生息空間となっています。

これらの河川のみどりは、市南部の山地と琵琶湖を結ぶビオトープネットワークの一環としても重要です。

また、野洲川緑地や吉川緑地（湖岸緑地中主吉川地区）の緑地については、自然とふれあえる空間として、今後も自然環境の保全と再生に向けた適切な維持・管理を促進します。



吉川緑地（湖岸緑地中主吉川地区）

水路の活用

田園が広がる本市において農業用水路も貴重なみどりの資源です。

かつては、市内を水路が縦横に走り船運を利用した農業が営まれていましたが、農業の近代化にともない水路が埋め立てられるなどの効率化が図られてきました。

一方で、農業用水路や田んぼを利用した魚のゆりかご水田プロジェクトのような取組も行われています。

今後も、集落内水路等での親水空間整備や、多様な生態系が育まれる空間となるような水田・農業排水路などの環境にやさしい整備を推進します。



魚のゆりかご水田プロジェクト

農地の保全

本市は、野洲川下流地帯の肥沃な土壌と豊富な用水に恵まれ、古くから良食味・良品質米の収穫される穀倉地帯として発展してきました。現在も、広がりを持った美しい田園風景が見られます。

農地は、食料生産基盤としてだけでなく、洪水の抑制や、多様な生きものの生息場所ともなります。また、美しい農村の風景は人々の心を和ませてくれるなど、多面的な機能を有しています。

したがって、「野洲市農業振興計画」に基づきながら、優良農地の保全や農村景観の維持、人と生態系にやさしい農業を推進します。



広がりのある田園風景



環境保全型農業研修会

観光農園、貸農園としての活用

都市農地については、これまでの「宅地化すべきもの」から、環境共生型の都市を形成するうえで重要な役割を果たすものとして認識されるようになったことをふまえて、市内の地域住民の身近なオープンスペースの場などとして、市街地や市街地に隣接する農地の観光農園、貸農園としての活用を促進します。

2. 活力と交流を生むみどりを増やすための施策

身近な公園の適正配置

本市には多くの公園がありますが、規模が小さい地域ふれあい公園が大半で、都市公園に関してはその分布に地域的な偏りが見られます。

また、市民アンケートにおいても、身近な公園の整備状況についての不満度が高くなっています。

したがって、今後の人口動向や地域のニーズ等を踏まえて、市域全体での公園の適正配置に取り組めます。

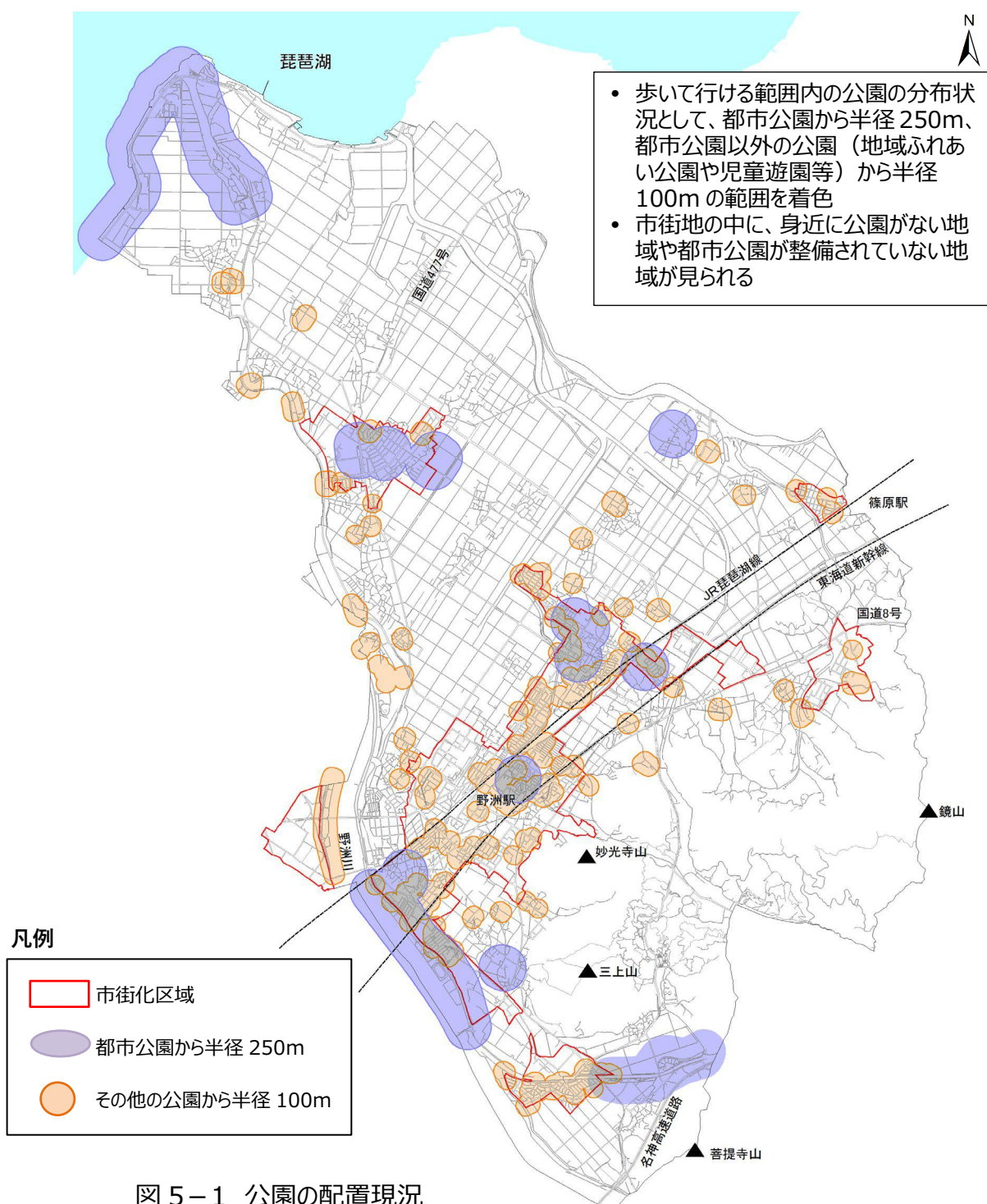


図 5-1 公園の配置現況

公園緑地の再編と再生

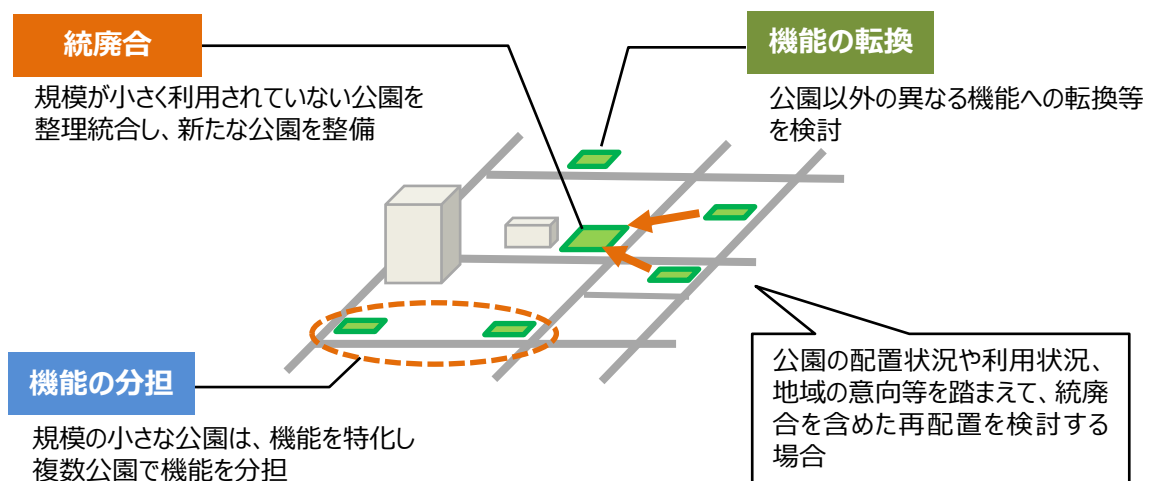
本市の公園の中には、規模が小さく利用目的が限定されるために、あまり利用されていない公園も見られます。また、遊具の老朽化や魅力不足を指摘する意見も聞かれますが、一方でメンテナンスや維持管理にかかる負担も課題となっています。

今後も進む少子高齢化や人口減少などに対応するためには、健康増進や子育てしやすい環境づくりに配慮した、子どもから高齢者までの幅広い世代に愛され、地域コミュニティの核となるような公園が求められます。

したがって、既存公園については、統廃合を含めた再配置や再生に取り組むこととします。

統廃合後の跡地については、グリーンインフラ^{*}としての活用可能性も含めて有効利用について検討を行います。

■ 統廃合を含めた再配置の考え方

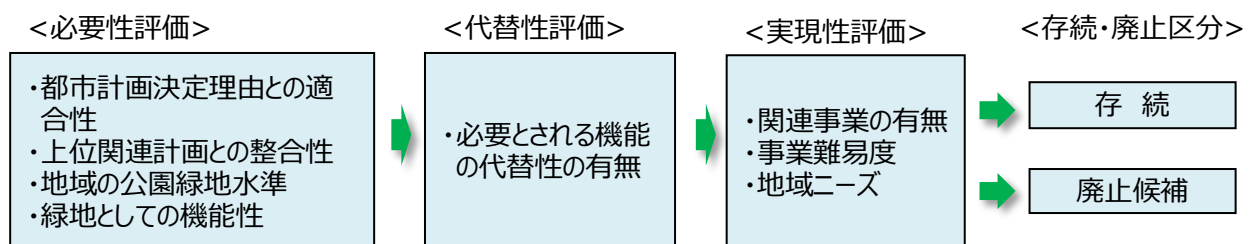


長期未整備公園の見直し

本市には、都市計画決定がなされてから長期間未整備の状態の都市計画公園があります。

これらについては、公園の配置状況をはじめ、環境、レクリエーション、防災、景観機能など多角的な視点から公園の必要性や代替性、実現性等の考え方を整理したガイドラインを作成した上で見直しを行います。

■ 長期未整備公園見直しの考え方



公園施設の長寿命化の推進

既存の公園は、これまでも随時、必要な維持修繕に取り組んできましたが、今後は、対処的な維持管理から予防保全的な維持管理へ転換を図るために公園施設長寿命化計画を策定し、公園施設の安全性の確保、コストの縮減、平準化を図る維持補修を行います。

地域による維持管理

本市では、これまでも地域による公園の維持管理に取り組んできました。

今後も地域に愛され利用される公園づくりの観点から、樹木や公園施設等の点検や清掃活動、花壇管理等を地域と一体となって取り組みます。



地域による維持管理（さくら緑地）

新規都市公園の整備

平成27年度に閣議決定された国土形成計画※、第4次社会資本整備重点計画※において、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取組を推進することが盛り込まれました。

頻発する自然災害時に対する防災・減災や魅力ある市街地の形成のためにも、こうした機能を持つ都市公園等の整備が重要であり、本市においても、新規公園の整備に取り組むこととします。

【新規公園整備にあたっての方針】

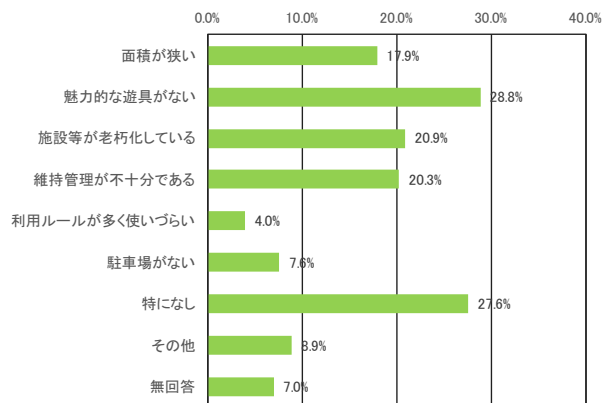
①新規公園に導入する役割

◆健康増進、子育て支援、コミュニティ活動の拠点としての機能

市民アンケートによると、市内の公園で不満に思うこととして、「魅力的な遊具がない」との回答が多くみられました。

また、今後どのような公園が必要であるかとの質問に対しては、「緑豊かで自然とふれあえる公園」「ゆっくり休むことができる公園」といった意見が多くみられました。

こうした市民の声や、今後の高齢化や人口減少社会も見据えて、みどりがあふれ、健康増進や子育て支援、地域コミュニティの核となるような公園づくりを目指します。



公園で不満に思うこと（アンケートより）

◆防災・減災機能

自然災害時における防災・減災機能の役割を考慮し、例えば多目的広場や備蓄倉庫、かまどベンチ、防火水槽、ソーラー照明設置等の施設が充実した公園づくりを目指します。

◆生き物の生息環境としての機能

平成20年に制定された生物多様性基本法を受けて、滋賀県でも「生物多様性しが戦略」を策定しています。公園の緑は、生物多様性を確保する場であるだけでなく、子どもたちにとって数少ない生物とのふれあいの場となる重要な存在です。

そのため新しい公園の整備にあたって、自然環境にも配慮し、生き物の生息環境となるような公園づくりを目指します。

②整備候補地域

市街化区域では人口が増加し人口密度も高まると予想されることから、快適な生活環境の向上や災害時の避難場所として、隣接地に一定規模の都市公園が必要です。

したがって、新規公園については、「都市計画マスタープラン」において、産業系拡大市街地に位置づけられた地域への整備を目指します。

産業系拡大市街地は、主に若年層世帯の流入促進や流出抑制を目指した住宅・宅地の供給、都市の活力向上のための産業用地、または、周辺住民の利便性の向上に必要な商業用地を確保するための市街地としており、健康増進や子育て、コミュニティ活動の支援のためにも公園整備が求められる地域です。

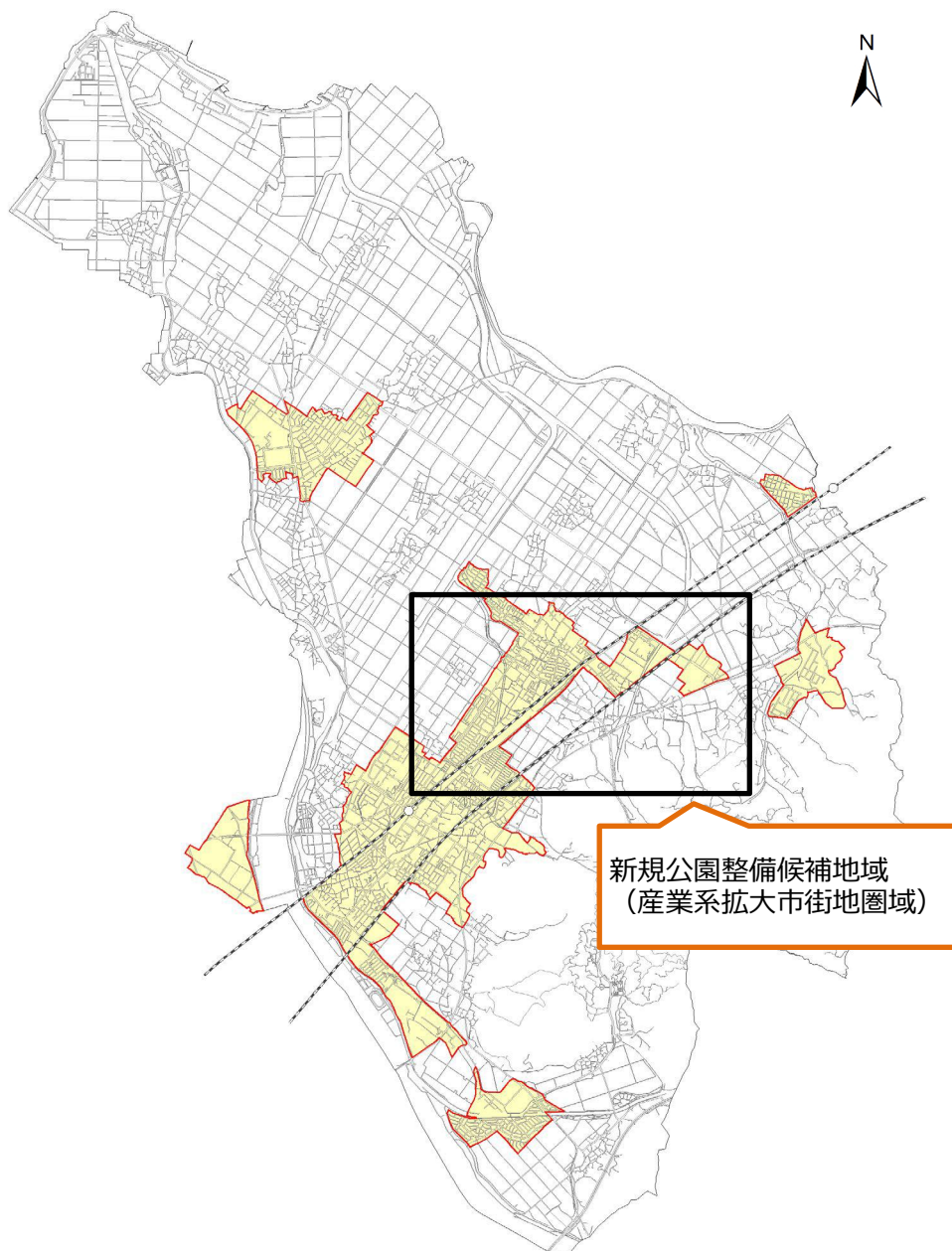


図 5-2 新規公園整備候補地域

■産業系拡大市街地圏域拡大図



野洲川河川公園の維持管理の充実

本市を代表する公園として「野洲川河川公園」がありますが、河川敷を利用した公園のため施設整備の自由度が制限されています。

今後、市全体における公園緑地の機能分担を検討していくなかで、野洲河川公園についても、ふさわしい機能の在り方を検討し、維持管理の充実とともに、利用しやすい公園づくりを推進します。



野洲川河川公園

民間活力の活用

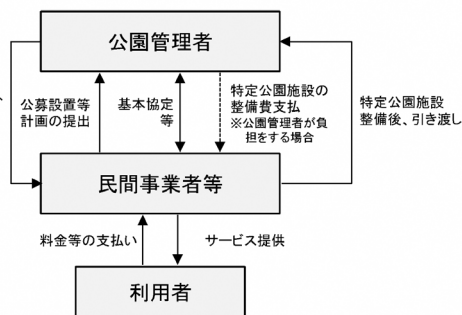
本市では指定管理者制度[※]を導入しています。指定管理者制度は多様化する市民サービスに対応し、民間の有する能力、ノウハウを活用しつつ、市民満足度の向上、行政コストの縮減を図るもので、今後も制度本来の趣旨が達成できるよう、効果的、効率的に機能させ、引き続き推進します。

また、新たな公園の整備や既存公園のリニューアルにあたっては、パーク PFI[※]等の官民連携手法の活用を検討するとともに、ワークショップ[※]等の手法をも取り入れた市民参加による公園づくりに努めます。



制度概要図

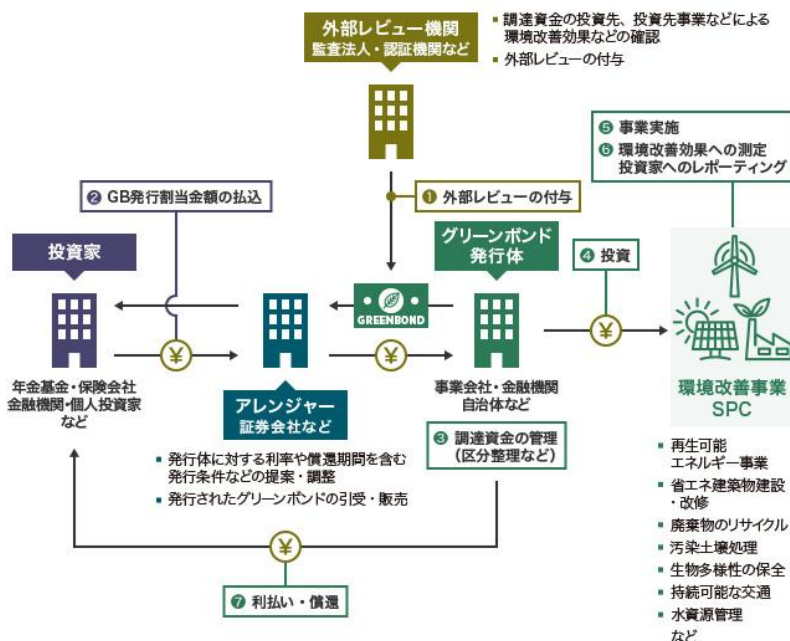
出典：都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン（国交省）



Park-PFI の事業スキーム

さらに、民間資金を活用した豊かな都市環境の形成に向けて、グリーンボンド^{*}のような仕組みを活用することも検討します。

^{*}グリーンボンドとは、企業や地方自治体等が、グリーンプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債券のことです。環境配慮への積極的な姿勢を地域社会やステークホルダー[※]に訴求するとともに、ESG 投資[※]への関心が高い投資家と関係を構築できることで資金調達基盤の強化につながるなどのメリットがあります。



グリーンボンド発行の一般的スキーム

出典：グリーンボンド発効促進プラットフォーム（環境省）

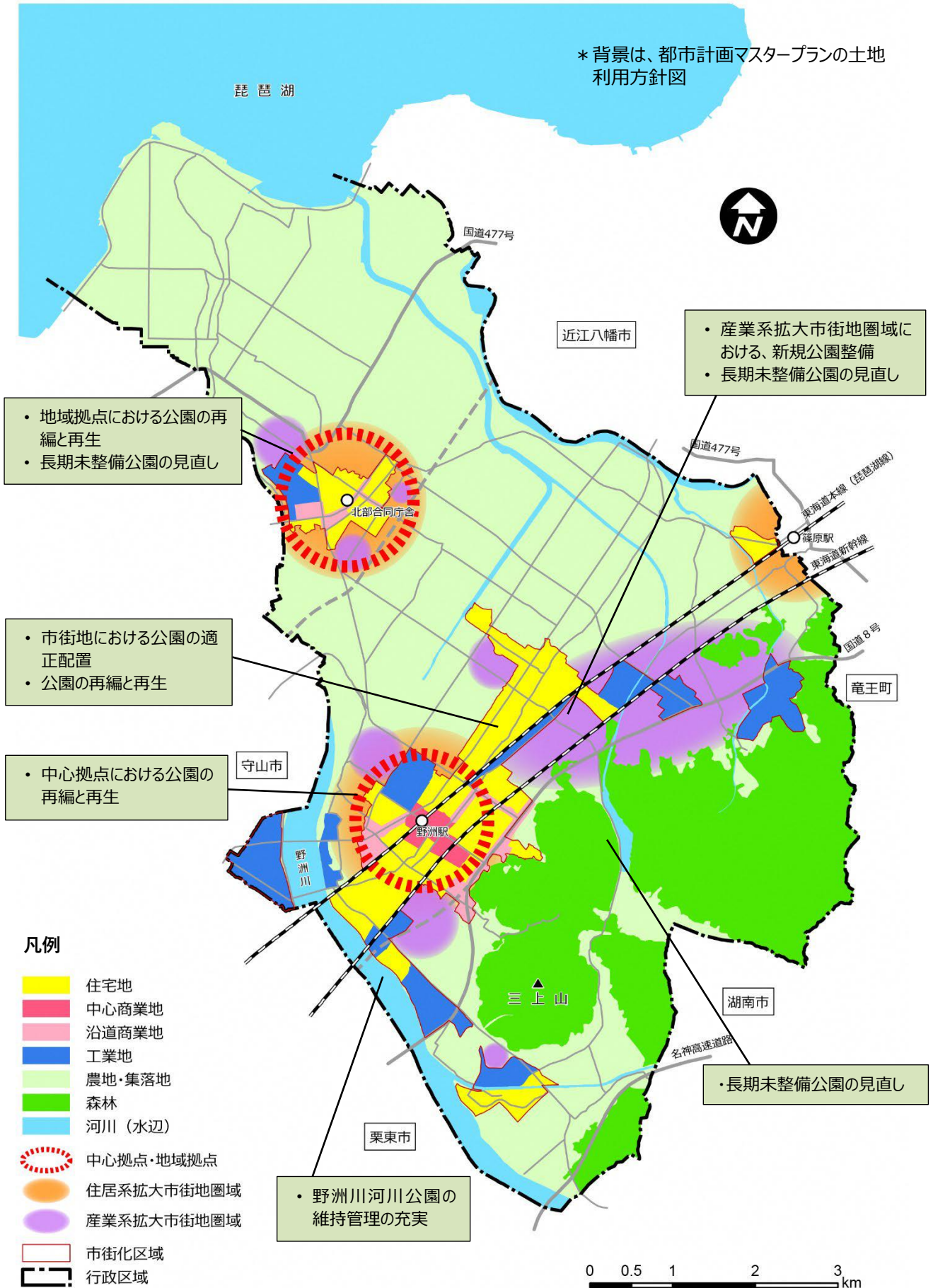


図 5-3 公園の整備方針

3. 身近なまちのみどりを育むための施策

公共施設の率先的な緑化

市役所、図書館などの公共施設は、敷地や建物の規模の大きなものが多く、市街地における緑のシンボルとなりうる存在です。

したがって、都市緑化のモデルとなるよう、親しみやすさを感じられる緑の空間を整備することによって、市街地景観の向上に役立つ緑視効果の高い緑の創出に努めます。



野洲市役所



野洲図書館

道路の緑化

街路樹は市民のみならず、市外からの来訪者の目に触れる機会も多い緑です。

そのため、既存の街路樹の適切な維持管理に取組むとともに、新規の道路整備にあたっては、安全で利用しやすい空間を確保しながら、街路樹による緑化を行い、道路空間を活用した潤いのある景観の創出を検討します。

また、地域に愛される緑として育てるために、周辺住民等との協働による維持管理に取組むことを検討します。



街路樹

学校施設の緑化

学校施設については、周囲からの景観・遮蔽に配慮した緑化とともに、子どもたちが生態系の観察等を通じて自然の大切さを理解できるような学校敷地の緑化を推進します。



学校の緑化

周辺と調和した住宅緑化の促進

市街地における緑の確保は、公的空間だけで行うには限界があり、市街地の大半を占める民有地の緑化を推進することが必要です。

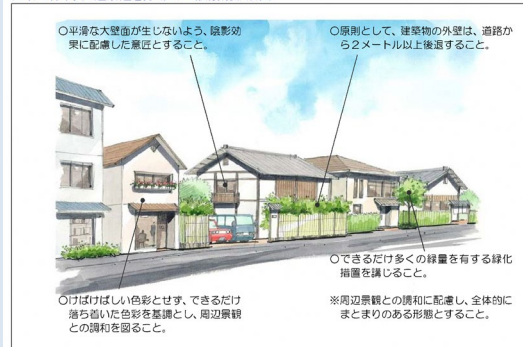
したがって、野洲市景観計画や地区計画、建築協定※、緑地協定※などの制度を活用した住宅地の緑化や、滋賀県の近隣景観形成協定制度（表 5-1）を活用した緑化を促進します。

また、開発行為に対しては、「野洲市生活環境を守り育てる条例」や「野洲市開発行為等に関する指導要綱」に基づく適切な緑化指導に取り組めます。

参考 景観計画の概要

重点地区 良好な景観の形成を図るため、特に必要があると認める区域	野洲駅南地区 琵琶湖景観形成地区 琵琶湖景観形成特別地区 沿道景観形成地区（大津能登川長浜線（旧道含む））
一般地区 広域を対象に大規模建築物等について景観形成を行う区域	重点地区を除く野洲市全域

区域全体(中山道沿道を除く)の一般景観形成図



景観形成図



重点地区における景観形成図（野洲市景観計画より）

表 5-1 野洲市内の近隣景観形成協定（滋賀県 HP より）

協定地区名	協定名
野洲市吉川	吉川区緑豊かなまちづくり協定
野洲市安治	さとみちに香り広がるまちづくり協定
野洲市小比江	水と緑と語らい広場のあるまちづくり協定
野洲市西河原	自然を育み心のふれあうまちづくり協定
野洲市虫生	歴史香る花と緑が豊かな虫生のまちづくり協定
野洲市比留田	緑豊かなうまいと「和」のあるまちづくり協定
野洲市木部	「門前町すてき木部」まちづくり協定
野洲市吉地	吉地区住み良い緑のまちづくり協定
野洲市菖蒲	自然を守りときめくあやめのまちづくり協定
野洲市堤	沢ガニの棲むまちづくり協定
野洲市比江自治会	心和むまちを創造するまちづくり協定

質の高い工場・事業所緑化の促進

新たな工場・事業所の整備に際しては、「野州市生活環境を守り育てる条例」や「野州市工場立地法準則条例」に基づく適切な指導を行い、敷地の緑化等を促進します。

また、本市内には大規模な工場が数多く立地しており、それらの中には工場緑化に関する全国的な表彰を受賞するような良好な緑化の取組事例も見られます。

このような優良緑化の事例や緑化方法を紹介することで、質の高い工場緑化を推奨します。



2019年度 全国みどりの工場大賞を受賞した京セラ株式会社滋賀野洲工場

4. 市民とともにみどりの輪をひろげるための施策

みどりの活動への支援

市民が主体となった住宅の緑化を支援するために、引き続き公益財団法人滋賀県緑化推進会と連携した記念樹や苗木、花の種の配布に取り組めます。

また、良好なみどりの景観形成に寄与する活動に対して、野洲市景観条例に基づいて、技術的援助や費用助成を行うことを検討します。

所有者の高齢化等により管理が難しくなった庭木の伐採や手入れ等に関する市民からの相談に対しては、シルバー人材センターを紹介するなどの支援を行います。

さらに、滋賀県と連携して、緑化功労者の表彰、緑化推進に関するポスター、写真、作文募集や展示など、みどりに関する普及啓発活動を推進します。

みどりを担う人材の育成支援

本市では、地域による公園や社寺林の維持管理等に取り組んできましたが、こうした活動以外にも、森林保全活動や緑化活動といった様々な活動を、市民や地域が自主的に展開していくことを促進するためには、みどりの活動を担う人材の育成が必要です。

したがって、みどりに関する専門家等によるアドバイスや技術講習会の開催、緑の少年団への支援等に取り組むとともに、アダプト[※]制度のような、市民が広くみどりの活動に参加できる仕組みについても検討します。

また、エコツアーや里山保全活動、自然観察会など、現在も取り組んでいる各種活動と連携しつつ、自然と触れ合いながら学習できる機会の創出に努めます。



家棟川エコ遊覧



剪定講習会

👉 緑の少年団

緑の少年団は、昭和35年にグリーンスカウトの名前で少年団をつくるよう呼びかけたのが始まりで、「緑に親しみ、緑を愛し、これを育てつつ、健全な心身を養い、互いに力を合わせて社会のために役立つ自主的な活動をする」ことを目的に、様々な活動に参加しています。

《主な活動実績》

学習活動	緑の標語づくり、三上山登山、グリーンジャンボリー
奉仕活動	緑の募金活動、植樹活動、社会貢献活動、清掃活動
レクリエーション活動	キャンプ、清掃ハイク



市民やまちづくり団体との連携

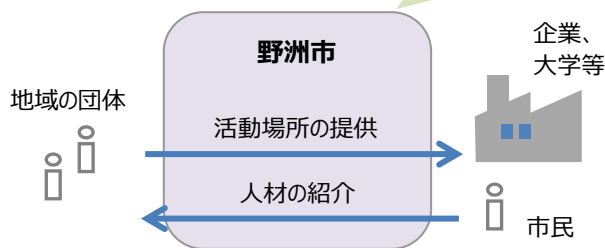
みどりの活動に取り組む市民やまちづくり団体との連携を深めます。

団体相互の交流を支援するとともに、市民活動団体データベースの活用、団体と市民、企業・大学等とのマッチング支援などにより、活動の広がりを支援します。



市民活動団体データベース（野洲市ホームページ）

企業等からの相談を受けつけ、マッチングできる団体があれば紹介



マッチング支援のイメージ

👉 野洲川北流跡自然の森における活動（緑の推進委員会）

野洲川北流跡自然の森において定例活動を実施し、散策路の整備として竹林伐採や実生育成のための草刈等を行っています。

滋賀県立大学と連携した生態調査や、小学生を対象にしたカブトムシ幼虫観察会、タケノコ採りイベントなどを実施し、自然の森の大切さを伝える活動が行われています。



竹林の伐採



自然の森巡り



タケノコ採り



森の生き物観察会

企業との連携

本市内には数多くの企業が立地しており、植樹や清掃活動といった CSR 活動[※]に取り組んでいる事業所もみられます。また、滋賀県では、「琵琶湖森林づくりパートナー協定」締結を推進しており、市内においても、大篠原生産森林組合所有林において、「関労淡海希望の森」が開設され、地域と協働で森林整備活動に取り組んでいます。

近年では、SDGs との関わりにおいて、環境保護や緑化活動に取り組む企業も増えつつあります。

今後、企業が取り組む CSR 活動について市で積極的に紹介するとともに、これからみどりに関する活動に取り組みたいと考えている企業に対する活動フィールドの紹介や、市内のみどりの団体との交流促進など、企業と連携したみどりの活動の活性化に努めます。

みどりに関する情報交流

様々な媒体を通じて、環境保護活動への民間による支援策や、みどりのまちづくりに関する先進的な取組事例、ノウハウ、専門家に関することなどの情報を発信します。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）※も活用しながら、閲覧者を起点とした情報の拡散や、みどりのまちづくりに関わる人たちの交流促進を目指します。

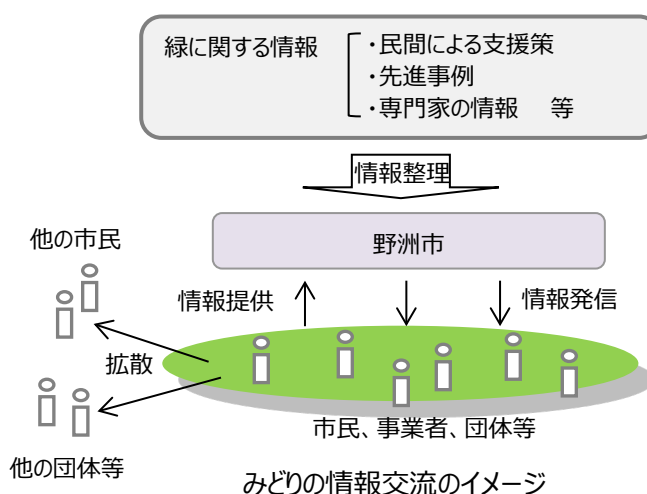


表 5-2 民間等による支援策の例

名称	内容
「公益信託農林中金森林再生基金（農中森力基金）」助成事業	・地域の森林に対する長期ビジョンを持った活動でかつ費用対効果に十分配慮した創造性が高いと認められる事業に対する助成
森林・山村の多面的機能発揮対策（国交付金事業）	・地域の活動組織が実施する森林づくり活動や森林レクリエーションなどの活動に対して助成
公益財団法人関西みらい銀行 緑と水の基金	・滋賀県において、緑化推進活動及び水質保全活動に取組む自治会や住民グループなどの地域団体に助成
公益社団法人国土緑化推進機構「緑の募金公募事業」	・一般公募により森林ボランティア団体等へ交付金を助成
夏原グラント	・NPO 法人、市民活動団体、学生団体等が行う琵琶湖及びその流域の自然環境の保全活動に対して助成
NTT 自然環境保護基金	・自然環境の保護に助成（公益財団法人大阪コミュニケーション財団）
花王・みんなの森づくり活動助成	・国内で森づくりの活動に取組んでいる団体に助成
（独）環境再生保全機構「地球環境基金」	・環境保全やその普及啓発、調査研究活動に助成
子どもゆめ基金助成金	・キャンプや自然観察などの自然体験活動などに助成
株式会社コメリ「コメリ緑資金の会」	・緑や花に囲まれた美しいふるさとづくりを目的とした、公共性のある緑化活動に助成
JT 青少年育成に関するNPO 助成事業	・青少年の健全な育成のために、地域と一体となって取組む事業で、環境美化や環境保全活動に助成
セブン-イレブンみどりの基金	・自然環境の保護・保全活動や体験型環境活動などに助成

名 称	内 容
全労済地域貢献助成事業	• 地域の自然環境を守る活動などに助成
TaKaRa ハーモニスト ファンド助成事業	• 自然環境(生物の生態把握等も含む)に関する実践的な研究活動に助成
東洋ゴムグループ環境 保護基金	• 環境の保護、保全活動に助成 (公益財団法人大阪コミュニティ財団)
トヨタ環境活動助成 プログラム	• 国内外の環境活動に助成
花博記念協会助成事業	• 花の万博の理念「自然と人間との共生」に資する調査研究、技術開発、活動、行催事等に助成
パタゴニア日本支社 環境助成金プログラム	• 日本国内の草の根の環境グループの活動を支援
日立環境財団環境 NPO 助成	• 「環境と経済との調和」又は「環境と科学技術との調和」に資する活動を対象とした環境 NPO に助成
(財) 日野自動車 グリーンファンド	• 自然教育、自然保護思想の普及、自然環境保全に資する啓発などに助成
藤本倫子環境保全活動 助成基金	• 環境保全活動や環境教育教材開発などに助成
プロ・ナトゥーラ・ファンド 助成事業	• 野生動植物、生態系の保護活動などに助成
緑と水の森林基金公募事業	• 森林・緑・水に対する国民の認識を深めるための普及啓発活動などに助成
「緑の募金」公募事業	• 一般公募、特定分野に絞った特定公募など数種類の公募がある
公益財団法人トヨタ財団 地域社会プログラム	• 日本国内の地域社会の再生・振興に向けて、実践的な活動を支援
愛・地球博成果継承発展 助成事業	• 環境に配慮した活動又は環境を保全する活動を推進する事業に助成
日本財団 助成事業 プログラム	• 社会福祉・教育・文化などの活動に助成
公益信託 大成建設 自然・歴史環境基金	• 自然環境や、歴史的建造物等の保全に資する事業に助成
TOTO 水環境基金	• 水にかかわる環境活動に継続して取組む団体への支援

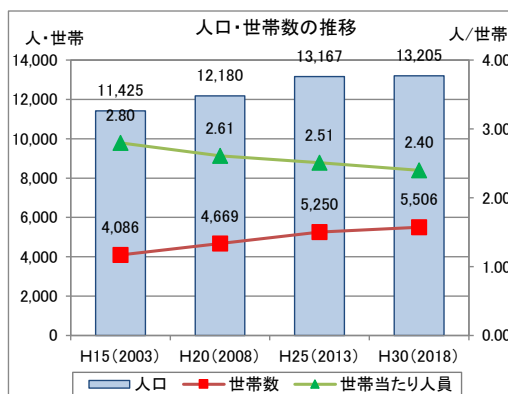
注) 上記は民間等による環境活動支援策の一例で、滋賀県ホームページ（滋賀県協働の森づくり応援サイト）等による情報を整理したものです。支援内容の詳細、最新の情報等は、各団体のホームページをご参照ください。

第3節 地域別のみどりの施策

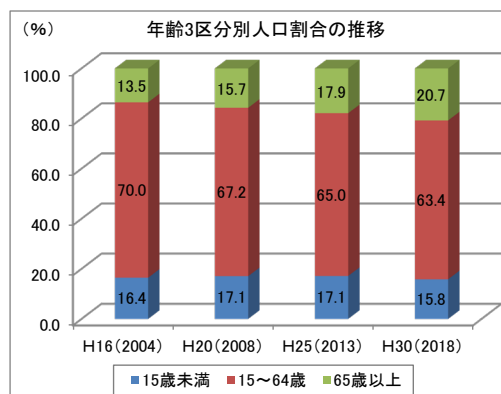
1. 野洲地域

■人口推移

- ・人口は増加傾向から横ばいに推移し、世帯数は人口を上回る割合で増加しています。
- ・高齢化率は、他の地域に比べ低くなっていますが、本地域でも高齢化が進行中です。



出典：住民基本台帳



出典：住民基本台帳

■公園等の整備水準と市民のみどりに対する意向

地域	一人当たり公園面積 (㎡/人)	市民意向(アンケート結果)				
		身近な公園の整備状況* (%)	身近に運動する場所の充実* (%)	身近な緑の豊かさ* (%)	公園の数を増やしてほしい割合 (%)	月1回以上公園を利用している割合 (%)
野洲地域	11.73	-12.9	-28.6	28.3	26.3	33.4

*「満足」「やや満足」と回答した人の割合から「不満」「やや不満」と回答した人の割合を引いた数値

■まちづくりの方向性（都市計画マスタープランにおける地域の将来像）

**若者から高齢者まで多世代が集い、暮らす、
便利で快適なにぎわいのあるまち**

■みどりの方針

- ・一人当たり公園面積水準は 10 ㎡を超えていますが、野洲川河川公園に依るところが大きく、身近な公園や運動する場所への満足度は高くありません。
- ・市の中心的地域で、最も多くの人口を抱えていることから、公園の整備・充実や、適切な配置・再編等に取り組むことが必要です。

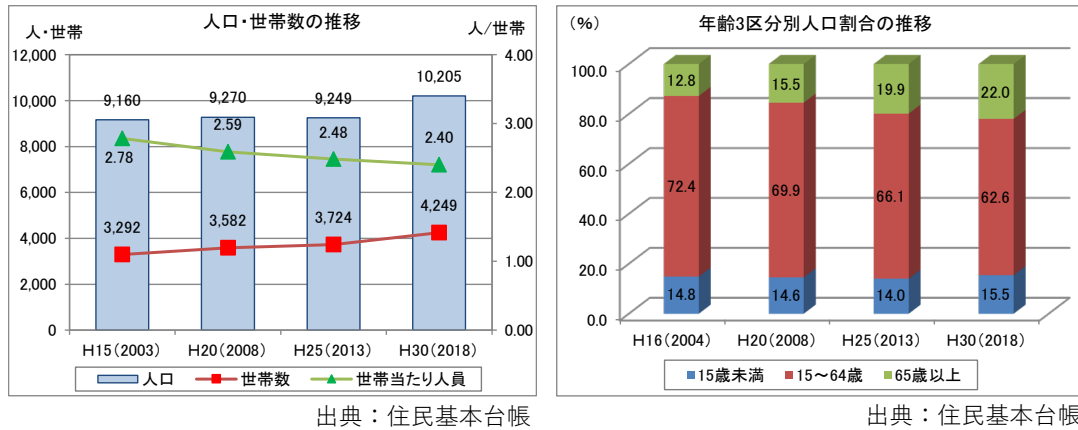
【主な取組】

- 市街地内における、地域住民に身近な公園やコミュニティ活動の拠点となる公園等の整備と充実、公園の適切な配置と再編
- 野洲川河川公園の維持管理の充実
- 風致地区内の建築・開発行為に対する適切な指導・誘導

2. 北野地域

■人口推移

- ・人口は、ほぼ横ばいで推移してきましたが、平成30年に大きく増加し、1万人を超えています。
- ・高齢化率は、他の地域に比べ低くなっています、本地域でも高齢化が進行中です。



■公園等の整備水準と市民のみどりに対する意向

地域	一人当たり公園面積 (㎡/人)	市民意向(アンケート結果)				
		身近な公園の整備状況* (%)	身近に運動する場所の充実* (%)	身近な緑の豊富さ* (%)	公園の数を増やしてほしい割合 (%)	月1回以上公園を利用している割合 (%)
北野地域	2.01	-11.8	-30.5	30.5	22.9	36.1

*「満足」「やや満足」と回答した人の割合から「不満」「やや不満」と回答した人の割合を引いた数値

■まちづくりの方向性（都市計画マスタープランにおける地域の将来像）

**緑豊かな住環境を守り、
人が笑顔で安心して過ごせるまち**

■みどりの方針

- ・住宅や工場、農地が混在する地域で人口も増加中ですが、一人当たり公園面積水準が最も低くなっています。
- ・身近に運動する場所への満足度も低いことから、公園の整備・充実や、適切な配置・再編、大規模工業地を含む都市緑化に取り組むことが必要です。

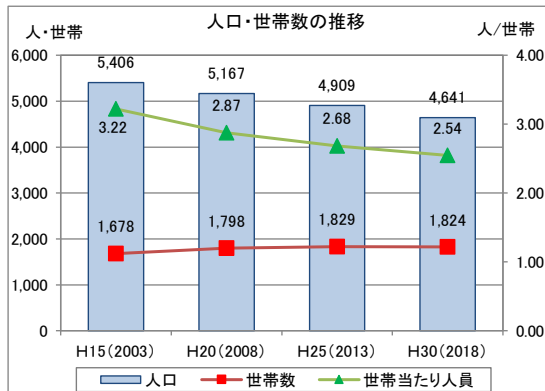
【主な取組】

- 市街地内における、地域住民に身近な公園やコミュニティ活動の拠点となる公園等の整備と充実、公園の適切な配置と再編
- JR 野洲駅北口周辺や大規模工業地における都市緑化指導
- 野洲川における、野生動植物の生息・生育環境の確保・保全への配慮

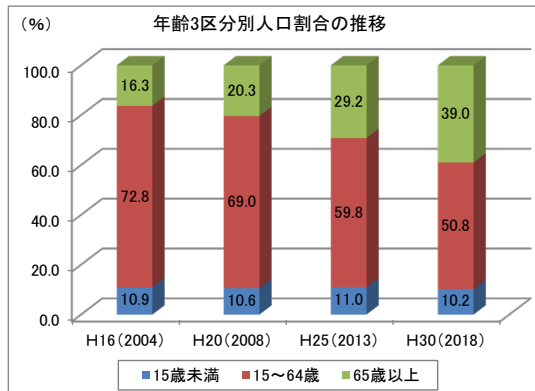
3. 三上地域

■ 人口推移

- ・人口は、減少傾向が続いており、今後も人口減少が続くと予測されています。
- ・高齢化率は、他の地域に比べて非常に高く、高齢化が大きく進行中です。



出典：住民基本台帳



出典：住民基本台帳

■ 公園等の整備水準と市民のみどりに対する意向

地域	一人当たり公園面積 (㎡/人)	市民意向(アンケート結果)				
		身近な公園の整備状況* (%)	身近に運動する場所の充実* (%)	身近な緑の豊かさ* (%)	公園の数を増やしてほしい割合 (%)	月1回以上公園を利用している割合 (%)
三上地域	39.07	15.2	14.5	69.5	9.2	47.3

*「満足」「やや満足」と回答した人の割合から「不満」「やや不満」と回答した人の割合を引いた数値

■ まちづくりの方向性（都市計画マスタープランにおける地域の将来像）

**子どもから高齢者まで、
安全・安心に、快適に暮らせるまち**

■ みどりの方針

- ・本市を代表する三上山や希望が丘文化公園等があり、公園や緑の豊かさなどに対する評価が高い地域です。
- ・公園利用の割合も各地域の中で最も高いことから、今ある緑の保全や適切な公園の維持管理、施設の充実等に取り組むことが必要です。

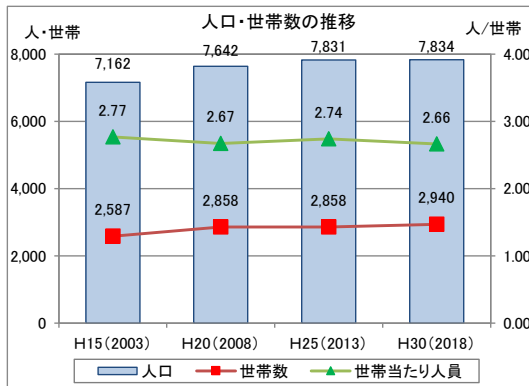
【主な取組】

- 市街地内における、地域住民に身近な公園やコミュニティ活動の拠点となる公園等の整備と充実、公園の適切な配置と再編
- 三上山、希望が丘文化公園等の丘陵地における自然環境の保全
- 野洲川での野生動植物の生息・生育環境の確保・保全への配慮
- 野洲川河川公園や下の川原緑地、下の新田緑地の適切な維持管理
- 大規模工場の外周部や住宅地等の緑化促進
- 河川やため池の生態系や親水性に配慮した護岸整備

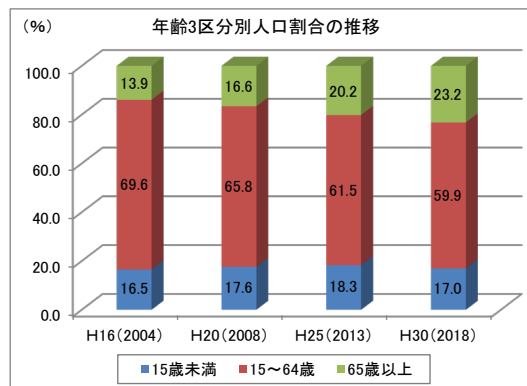
4. 祇王地域

■人口推移

- ・人口は、ほぼ横ばいに推移していますが、今後は減少に転じると予測されています。
- ・高齢化率は、他の地域に比べるとやや低くなっていますが、近年高齢化が急速に進行しています。



出典：住民基本台帳



出典：住民基本台帳

■公園等の整備水準と市民のみどりに対する意向

地域	一人当たり公園面積 (㎡/人)	市民意向(アンケート結果)				
		身近な公園の整備状況* (%)	身近に運動する場所の充実* (%)	身近な緑の豊富さ* (%)	公園の数を増やしてほしい割合 (%)	月1回以上公園を利用している割合 (%)
祇王地域	2.84	-34.4	-35.2	44.0	16.8	32.8

*「満足」「やや満足」と回答した人の割合から「不満」「やや不満」と回答した人の割合を引いた数値

■まちづくりの方向性（都市計画マスタープランにおける地域の将来像）

**地域に伝わる歴史や自然の中に、
新たな伝統をつくり出す魅力あるまち**

■みどりの方針

- ・一人当たり公園面積水準が2番目に低く、身近な公園や運動する場所に対する満足度が最も低い地域です。
- ・公園の整備・充実や、適切な配置・再編、大規模工業地を含む都市緑化に取り組むとともに、水辺等の地域資源の保全が必要です。

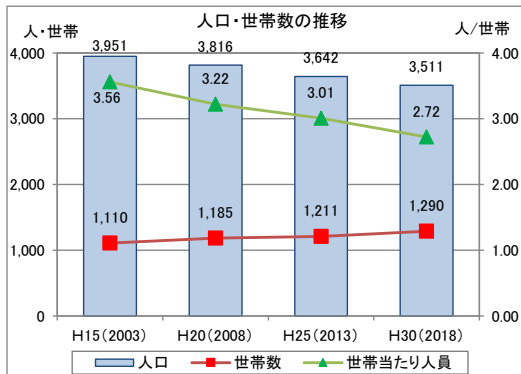
【主な取組】

- 市街地内における、地域住民に身近な公園やコミュニティ活動の拠点となる公園等の整備と充実、公園の適切な配置と再編
- 希望が丘文化公園における、自然とふれあえる環境や施設等を活用したスポーツ・レクリエーション活動等の推進・促進
- 家棟川、童子川等での、野生動植物の生息・生育環境に配慮した護岸整備や水辺空間の保全・創造
- 大規模工場の外周部や住宅地等の緑化促進
- 河川やため池の生態系や親水性に配慮した護岸整備

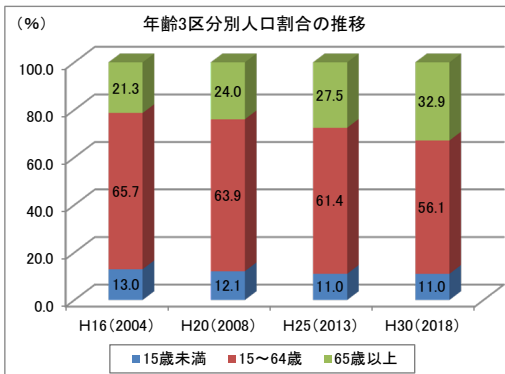
5. 篠原地域

■人口推移

- ・人口は、減少傾向が続いており、今後も人口減少が続くと予測されています。
- ・高齢化率は、年々増加しており、他の地域に比べて高い状況が続いています。



出典：住民基本台帳



出典：住民基本台帳

■公園等の整備水準と市民のみどりに対する意向

地域	一人当たり公園面積 (㎡/人)	市民意向(アンケート結果)				
		身近な公園の整備状況* (%)	身近に運動する場所の充実* (%)	身近な緑の豊富さ* (%)	公園の数を増やしてほしい割合 (%)	月1回以上公園を利用している割合 (%)
篠原地域	5.90	-30.6	-31.7	57.1	14.3	18.4

*「満足」「やや満足」と回答した人の割合から「不満」「やや不満」と回答した人の割合を引いた数値

■まちづくりの方向性 (都市計画マスタープランにおける地域の将来像)

都市と自然が共存し、安心して過ごせるまち

■みどりの方針

- ・一人当たり公園面積水準が低く、身近な公園や運動する場所に対する満足度も低いことから、公園の整備・充実や、適切な配置・再編、大規模工業地を含む都市緑化に取り組むとともに、水辺等の地域資源の保全が必要です。

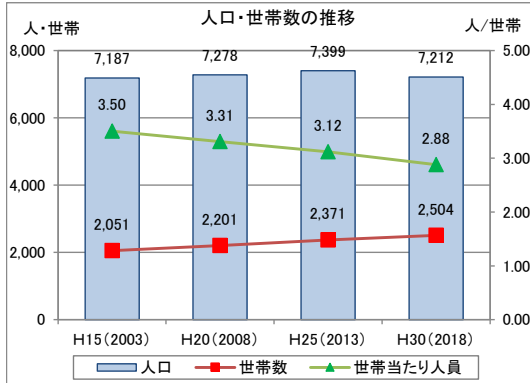
【主な取組】

- 市街地内における、地域住民に身近な公園やコミュニティ活動の拠点となる公園等の整備と充実、公園の適切な配置と再編
- 大規模工場の外周部や住宅地等の緑化促進
- 河川やため池の生態系や親水性に配慮した護岸整備

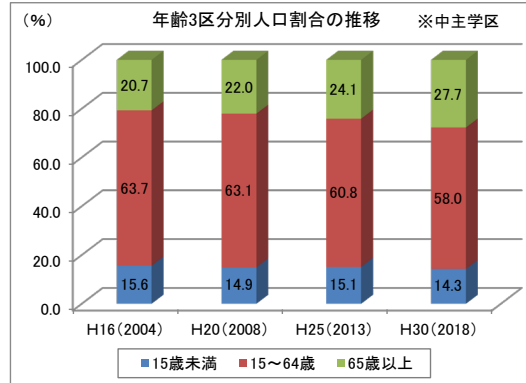
6. 中里地域

■人口推移

- ・人口は、微増傾向が続いていましたが、近年減少に転じています。
- ・高齢化率は、他の地域に比べるとやや高く、高齢化が進んでいます。



出典：住民基本台帳



出典：住民基本台帳

■公園等の整備水準と市民のみどりに対する意向

地域	一人当たり公園面積 (㎡/人)	市民意向(アンケート結果)				
		身近な公園の整備状況* (%)	身近に運動する場所の充実* (%)	身近な緑の豊富さ* (%)	公園の数を増やしてほしい割合 (%)	月1回以上公園を利用している割合 (%)
中里地域	5.24	-8.0	-16.8	43.0	19	32.9

*「満足」「やや満足」と回答した人の割合から「不満」「やや不満」と回答した人の割合を引いた数値

■まちづくりの方向性 (都市計画マスタープランにおける地域の将来像)

**豊かな水と緑にかこまれた、
自然と共存する住み心地のよいまち**

■みどりの方針

- ・市北部の中心地域ですが、市街地以外では集落地・農地が広がる田園環境が保たれた地域です。
- ・一人当たり公園面積水準は高くありませんが、公園や運動する場所に対する満足度が特に低いわけでもありません。
- ・公園の整備・充実や、適切な配置・再編、水辺等の地域資源の保全が必要です。

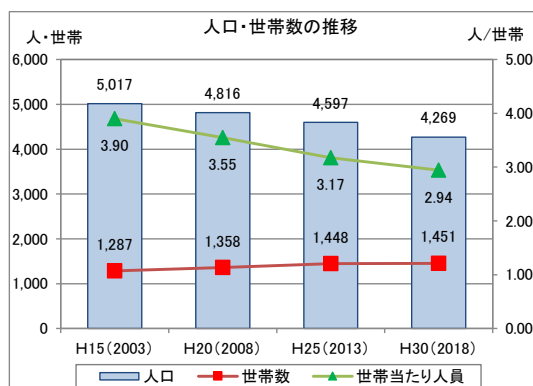
【主な取組】

- 市街地内における、地域住民に身近な公園やコミュニティ活動の拠点となる公園等の整備と充実、公園の適切な配置と再編
- 生態系や親水性に配慮した水辺空間の保全・充実、河川改修

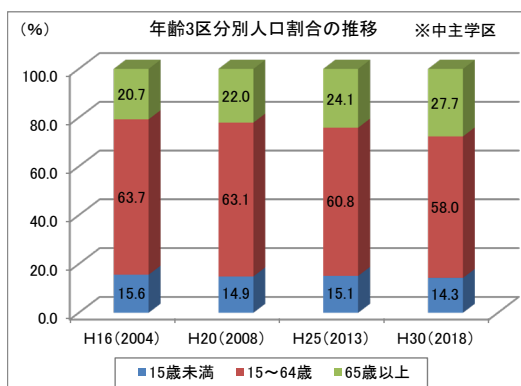
7. 兵主地域

■ 人口推移

- ・人口は、減少傾向が続いており、今後も人口減少が続くと予測されています。
- ・高齢化率は、他の地域に比べるとやや高く、高齢化が進んでいます。



出典：住民基本台帳



出典：住民基本台帳

■ 公園等の整備水準と市民のみどりに対する意向

地域	一人当たり公園面積 (㎡/人)	市民意向(アンケート結果)				
		身近な公園の整備状況* (%)	身近に運動する場所の充実* (%)	身近な緑の豊富さ* (%)	公園の数を増やしてほしい割合 (%)	月1回以上公園を利用している割合 (%)
兵主地域	45.45	-1.2	-1.1	47.1	5.7	27.5

*「満足」「やや満足」と回答した人の割合から「不満」「やや不満」と回答した人の割合を引いた数値

■ まちづくりの方向性 (都市計画マスタープランにおける地域の将来像)

琵琶湖の水辺を背景に、
自然とともに暮らすまち

■ みどりの方針

- ・一人当たり公園面積水準が最も高く、良好な田園環境が保たれています。琵琶湖湖岸には、ビワコマイアミランド等のレクリエーション施設が立地するなど、みどり豊かな地域です。
- ・人口減少が最も顕著な地域であり、公園の整備・充実、適切な配置・再編に取り組むとともに、良好な自然環境の保全が必要です。

【主な取組】

- 集落地やその周辺における、公園等の整備と充実、適切な配置と再編
- 琵琶湖一帯における、貴重な自然環境の保全と、自然資源を活かした観光レクリエーション機能の充実
- 家棟川河口部におけるビオトープの保全など、動植物の生息・生育環境の確保への配慮、自然にふれ、親しむことのできる水辺空間の整備・保全
- 兵主神社の社寺林の保全と適切な維持管理

■公園の誘致圏

・歩いて行ける範囲内の公園の分布状況として、都市公園から半径 250m、都市公園以外の公園（地域ふれあい公園や児童遊園等）から半径 100m の範囲をみると、市街地の中に、身近に公園がない地域や都市公園が整備されていない地域が見られます。

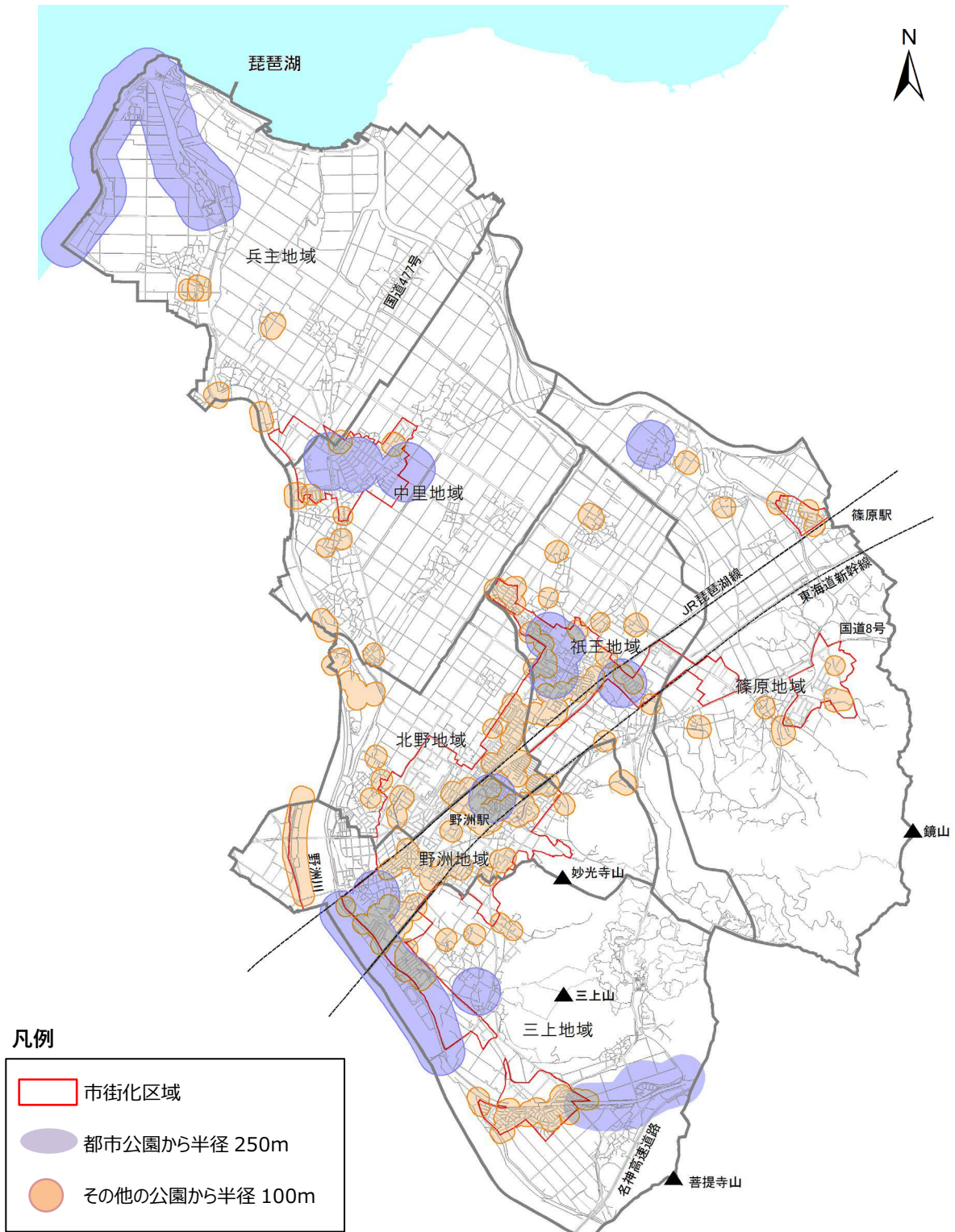


図 5-5 公園の配置状況

■身近な公園の整備状況に対する満足度（アンケートより）

- ・「満足」「やや満足」から「不満」「やや不満」の割合を引いた数値をみると、三上地域のみ満足度がプラスで、他の地域はマイナス評価となっています。
- ・祇王地域、篠原地域は、特に不満度が高くなっています。

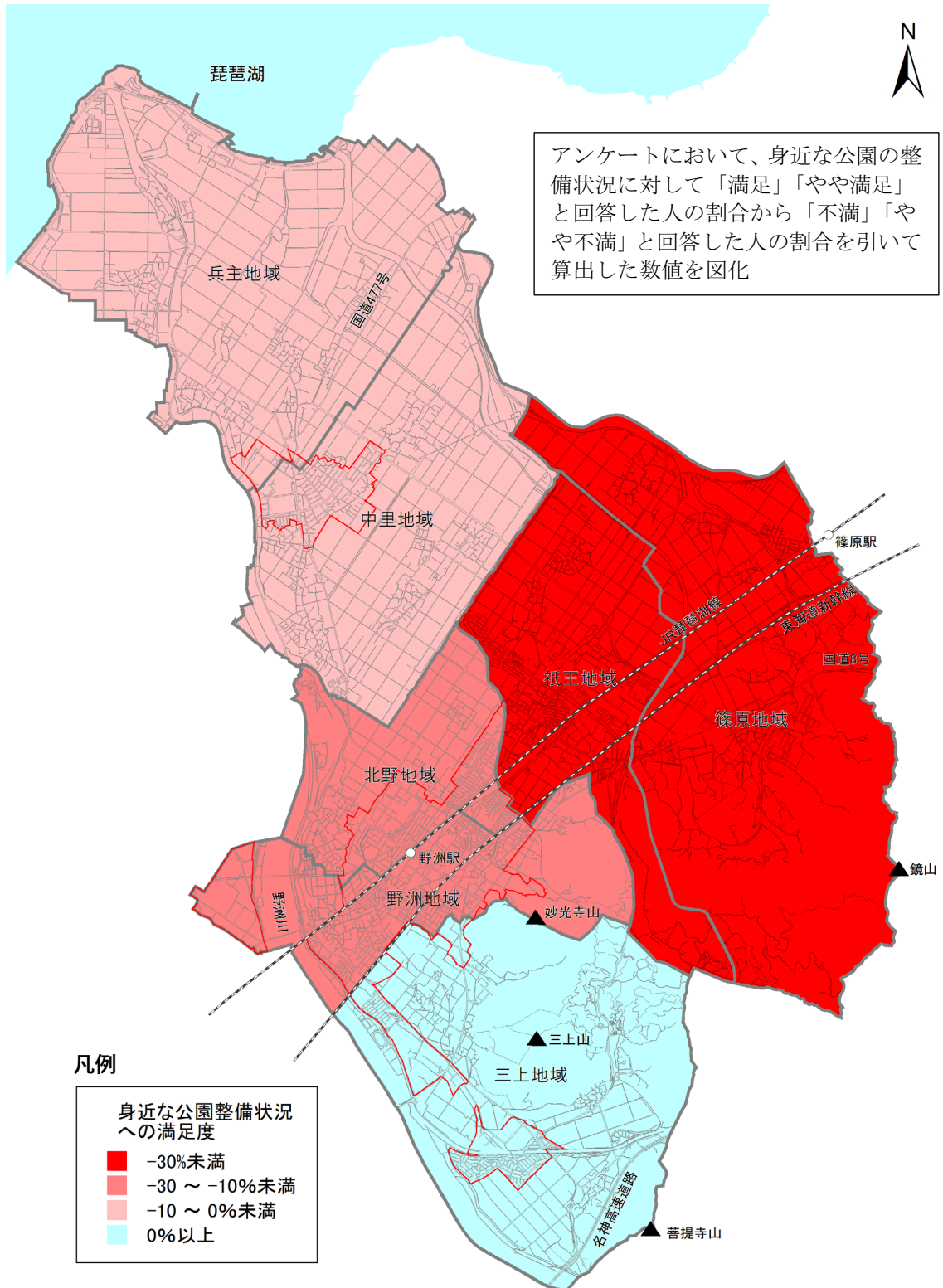


図 5-6 地域別の身近な公園への満足度

■身近に運動する場所の充実に対する満足度（アンケートより）

- ・「満足」「やや満足」から「不満」「やや不満」の割合を引いた数値をみると、三上地域のみ満足度がプラスで、他の地域はマイナス評価となっています。
- ・祇王地域、篠原地域、北野地域は特に不満度が高くなっています。

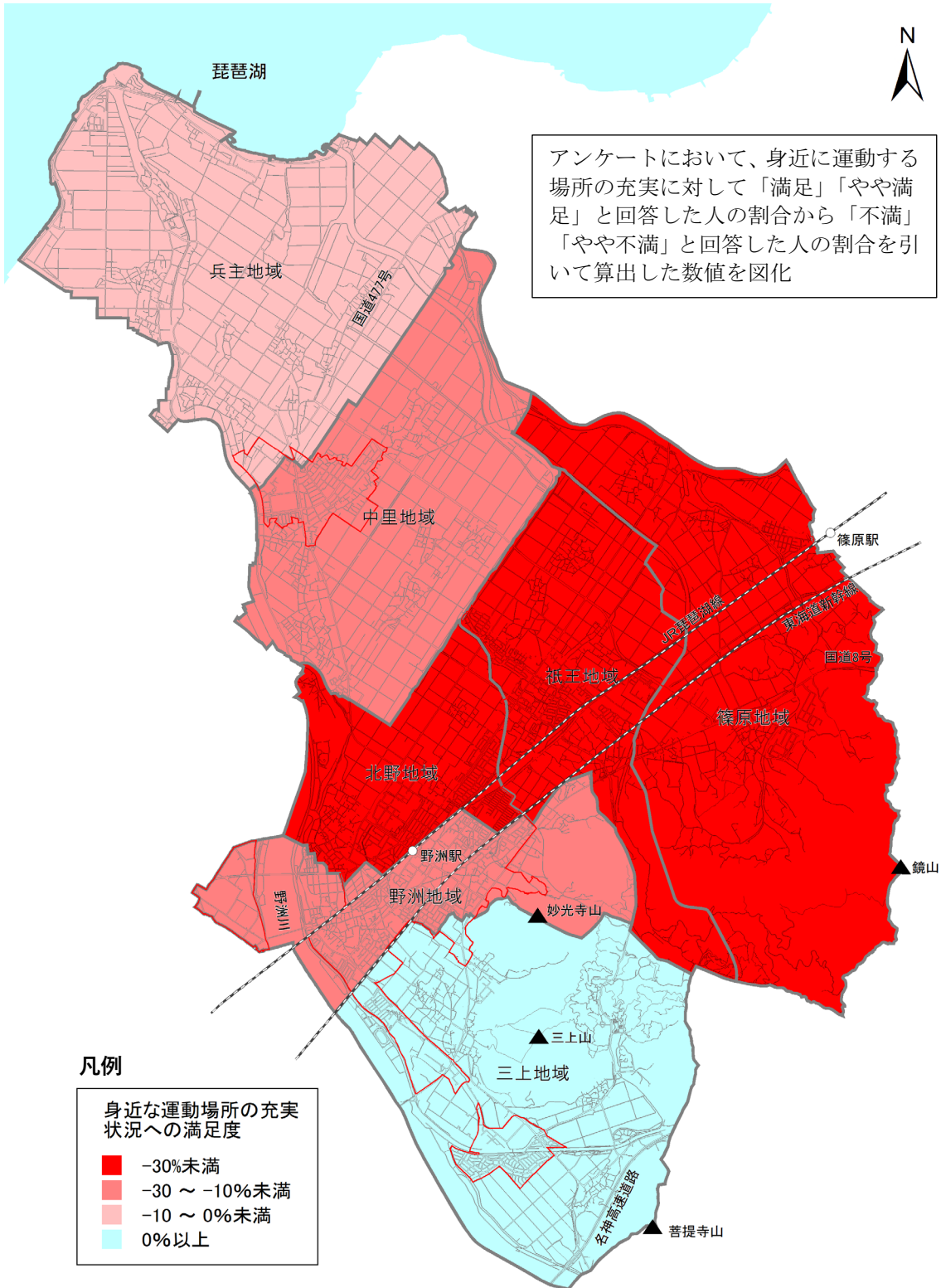


図 5-7 地域別の身近に運動する場所への満足度

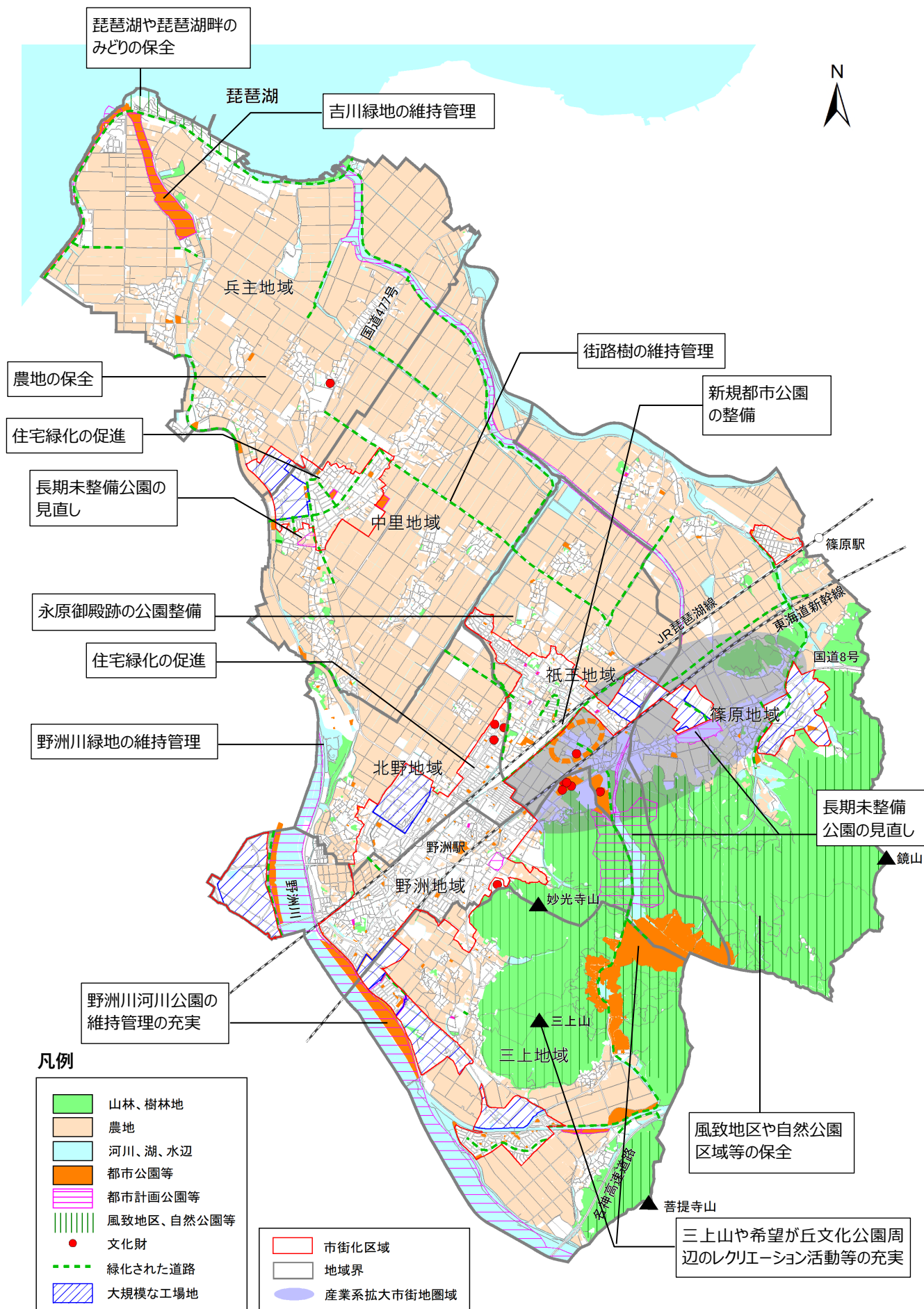


図 5-9 みどりの取組方針図

第6章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

1. 推進体制

従来、まちづくりは行政が主体的に対応してきましたが、これからは、行政だけでなく、市民・市民団体、事業者等も含めた様々な主体が、それぞれの役割を担いながら、地域の特性に応じた魅力と活力のある地域づくりに協働で取り組んでいく必要があります。

■ 庁内の推進体制

市は、「野洲市みどりの基本計画」に基づきアクションプランを作成し、みどりの施策を進めます。

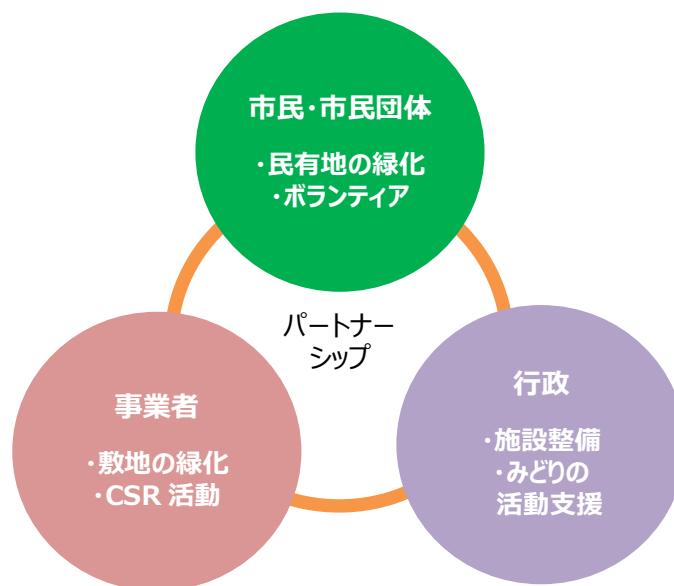
施策の推進にあたっては、みどりに関わる各部署が連携して施策の継続・拡充、新たな施策に取り組むとともに、定期的な情報交換を行います。

■ 市民や市民団体、事業者等とのパートナーシップ

市民は、身近な花や緑を守り、育て、創る主体であり、一人ひとりの行動を地域、市全体に広げていくことが大切です。

事業者は、地域社会の一員としてみどりへの関心を高め、地域に貢献できる活動に参画することが求められています。

したがって、「野洲市みどりの基本計画検討委員会」を推進母体として、市民や市民団体、事業者等の自主的な活動への支援を積極的に行っていくことで、みどりのまちづくりに関わる各主体がパートナーシップを築きやすい環境づくりに取り組みます。



2. 関係機関との連携

国や滋賀県、隣接する自治体等と相互に連携を図りながら、広域的なみどりのネットワークの形成に向けて各種施策に取り組めます。

■ 国、県との連携

みどりの施策のうち、国・県との調整が必要な施策については、国や県と連携して推進します。また、国や県が管理する施設については、本計画に基づき施策の展開が図れるように働きかけます。

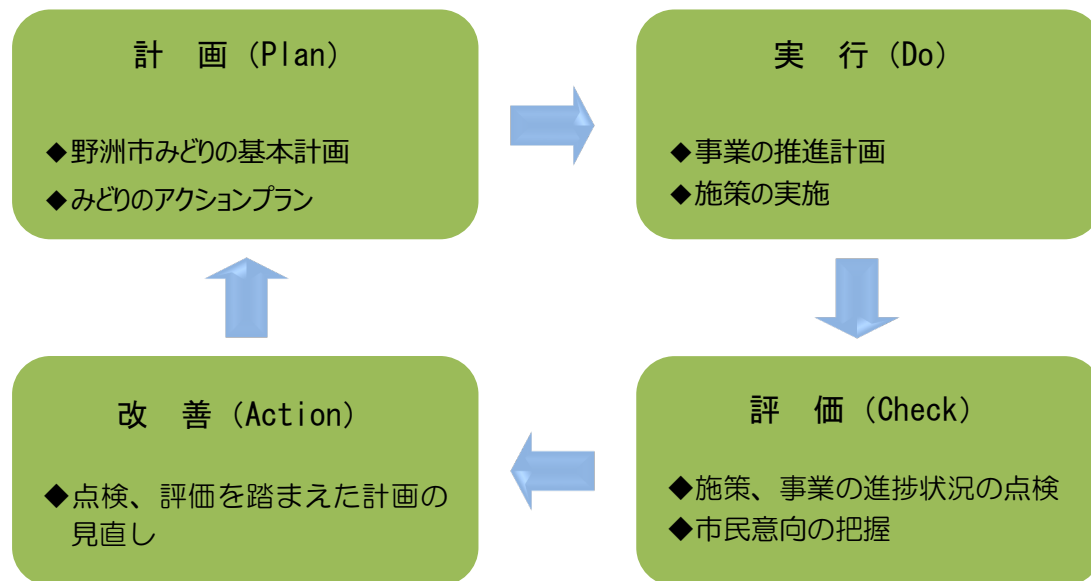
■ 広域的な連携

隣接する自治体や河川流域自治体と相互に連携を図りながら、広域的なみどりのネットワークの形成に向けた計画・調整を推進していきます。

第2節 計画の進行管理

1. 進行管理のサイクル

本計画が目指すみどりの将来像の実現に向けて、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクルで進行管理を行います。



2. 進行管理の方法

本計画は、今後おおむね 10 年間を計画期間とし、法改正や社会情勢の変化などに対応しつつ、必要に応じて見直しを行います。

見直しにあたっては、上位・関連計画の進行管理状況を反映させるとともに、本計画で位置づけた施策の実施状況や目標指標を検証し、「野洲市みどりの基本計画検討委員会」による協議の場を設けて行います。

参考資料

1. 野洲市みどりの基本条例
2. 改定の経緯
3. 野洲市みどりの基本計画検討委員会
4. 語句説明

1. 野州市みどりの基本条例

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるみどりの保全及び緑化の推進について基本理念を定めるとともに、みどりの保全及び緑化の推進に関する事項を定めることにより、みどり豊かな都市の実現とみどりの将来の世代への継承を図り、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「みどり」とは、樹木、草花等の植物並びに樹林地(樹木がまとまって生育している一段の土地をいう。)、草地、水辺地、田畑等の土地及び空間が、単独又は一体となって良好な自然的環境及び自然的景観を形成しているオープンスペース並びに公園、広場、街路樹、民有地の庭、建築物の緑化施設(植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木(当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。))をいう。)等をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者は、次条から第6条までに規定するそれぞれの役割を自覚し、次に掲げるみどりの機能を生かし、地域の実情に即してまちづくりを進め、将来にわたって継承することを基本理念とする。

- (1) 良好な景観形成に資する機能
- (2) 多様な生物が生息し、生育し、又は繁殖する場所となる等の生態系保全機能
- (3) 水害及び土砂災害の発生を抑制する等の防災機能
- (4) 人々の生活にうるおいとやすらぎを与え、季節感を感じさせる等、快適な生活環境の向上に寄与するとともに、ヒートアイランド現象、大気汚染、地球温暖化を緩和する等の環境保全機能
- (5) 自然若しくは土との触れ合いの場又は屋外スポーツの場となる等のレクリエーション機能

(市の役割)

第4条 市は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)を踏まえ、みどりの保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たって、市民及び事業者(以下「市民等」という。)の意見を尊重するとともに、市民等の取組に対し支援するよう努めるものとする。

3 市は、みどりの保全及び緑化の推進について市民等に必要な情報を提供するよう努めるものとする。

4 市は、市民の健康の保持及び増進、交流の促進並びにみどりとの触れ合いを図るために、公園、広場等の市の公共施設について整備及び活用を推進するとともに、市の公共施設における緑化の推進に努めるものとする。

5 市は、みどりの保全及び緑化の推進のため、必要に応じて国及び他の地方公共団体との連携及び協力を行うよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に基づき、所有し、又は管理する土地又は施設において樹木、草花等を植栽し、それらを良好に維持すること等により、みどりの保全及び緑化の推進に自ら積極的に取り組むことに努めるとともに、市の施策に協力するものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、事業活動を実施するに当たって、みどりが適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、市の施策及び市民の活動に協力するものとする。

2 事業者は、基本理念に基づき、地域のみどり豊かな環境が確保されるような社会貢献活動を行うこと等により、みどりの保全及び緑化の推進に自ら積極的に取り組むよう努めるものとする。

(みどりの基本計画)

第7条 市長は、みどりの保全及び緑化の推進に関する施策を実施するため、都市緑地法(昭和48年法律第72号。以下「法」という。)第4条第1項の規定により、みどりの保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「みどりの基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、みどりの基本計画の策定を行うに当たっては、法第4条第3項に規定する各計画のほか、他の本市の基本的な計画との調整を図り、各計画が相互に連携するようにしなければならない。

3 みどりの基本計画には、次に掲げる事項を定める。

(1) みどりの保全及び緑化の推進についての目標に関する事項

(2) みどりの保全及び緑化の推進についての施策に関する事項

(3) 本市が設置する都市公園(都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園をいう。)の整備及び管理の方針その他みどりの保全及び緑化の推進の方針に関する事項

4 市長は、みどりの基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民等の意見を反映するよう努めるとともに、第9条に規定する野洲のみどりの基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)において調査、審議等をするものとする。

5 市長は、みどりの基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(みどりの基本計画に基づく施策の実施等)

第8条 市長は、みどりの基本計画に定める施策を実施するときは、前条第2項に規定する各計画との調整及び連携を図るものとする。

2 市長は、みどりの基本計画に定める施策の実施に当たって必要があると認めるときは、委員会で調査、審議等を行うことができる。

(委員会の設置)

第9条 市長は、みどりの基本計画に定める事項について調査、審議等をするため、委員会を置く。

(委員会の組織等)

第10条 委員会は、委員8人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者 2人以内

(2) 野洲市自治連合会の代表 1人

(3) 市民活動団体の代表 1人

(4) 造園関係団体の会員 1人

(5) 公募による市民 2人以内

(6) 市の職員 1人

2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(令 2 条例 19・一部改正)

(他の条例との整合)

第 11 条 市は、この条例が本市のみどりに関する政策の基本的位置を占めるという認識に基づき、その運用に当たっては、みどりに関する事項を定める他の条例と相互に整合するように調整を図るものとする。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(野洲市附属機関設置条例の一部改正)

2 野洲市附属機関設置条例(平成 30 年野洲市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

付 則(令和 2 年条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 改定の経緯

年	月	内 容	
令和2年	6月	第1回野洲市みどりの基本計画 検討委員会 令和2年6月19日	<ul style="list-style-type: none"> ●野洲市みどりの基本計画策定方針について ●今後の都市公園の整備方針について
	6月	市民アンケート調査 令和2年6月1日 ～19日	<p><市民アンケート調査の実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ●野洲市在住・在勤の18歳以上の方を対象に、野洲市のまちづくりに関するアンケート調査を実施（配布数：2000通 回収数：956通）
	10月	第2回野洲市みどりの基本計画 検討委員会 令和2年10月14日	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回検討委員会について ●アンケート結果について ●野洲市みどりの基本計画骨子案について
令和3年	1月	第3回野洲市みどりの基本計画 検討委員会 令和3年1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回検討委員会について ●野洲市みどりの基本計画素案について
	3月	令和3年3月4日 ～3月31日	<p><パブリックコメントの実施> (意見提出件数：12件(2名))</p>
	6月	第4回野洲市みどりの基本計画 検討委員会 令和3年6月4日	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメント結果について ●野洲市みどりの基本計画素案について
	7月	令和3年7月	野洲市みどりの基本計画の公表

3. 野洲市みどりの基本計画検討委員会

1) 野洲市みどりの基本計画検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、野洲市みどりの基本条例（令和元年野洲市条例第22号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、野洲市みどりの基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、会議の議事に関し必要があると認めるときは、会議に委員以外の者又は関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

2) 野洲市みどりの基本計画検討委員会名簿

氏名	所属等
村上 修一	滋賀県立大学教授
池上 俊郎	京都市立芸術大学名誉教授
掛樋 邦章	NPO 法人アクティブ近江富士 理事長
小西 新次	一般社団法人滋賀県造園協会 副会長
早田 健自 木村 正弘	篠原駅前自治会長（～令和3年4月30日） 北比江自治会長（令和3年5月1日～）
外田 順一	公募委員
井上 輝子	公募委員
中原 正隆	野洲市環境課長

(敬称略)

4. 語句説明

ア行

■ アダプト制度

行政が、道路、公園、河川などについて、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度。アダプト(Adopt)とは、養子縁組をする意味。

■ ESG 投資

従来の財務情報だけでなく、環境・社会・ガバナンス要素も考慮した投資のことを言う。特に、年金基金など大きな資産を超長期で運用する機関投資家を中心に、企業経営のサステナビリティを評価するという概念が普及し、気候変動などを念頭においた長期的なリスクマネジメントや、企業の新たな収益創出の機会を評価するベンチマークとして、国連持続可能な開発目標 (SDGs) と合わせて注目されている。

■ 一級河川

国土保全上又は国民経済上特に重要な水系を「一級水系」と呼び、一級水系のうち河川法による管理を行う必要があり、国土交通大臣が指定（区間を限定）した河川のこと。

■ 運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園。

■ SNS

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

■ SDGs

2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。

■ オープンスペース

公園・広場・河川・農地等、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地の総称。

カ行

■ 街区公園

もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

■ 環境基本計画

環境基本法に基づいて、より良い環境の実現と理想とする環境像、取組施策を定めた計画のこと。

■ 協働

市民や市民団体、企業、行政等が、お互いを尊重し合い、共通の目的を実現するために、対等な立場で相互に補完、協力すること。

■ 近隣景観形成協定

「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（風景条例）」に基づき、地域住民が建物の形や色彩の調和、緑化等景観形成に関する事項について協定を結び、相互に協力して美しく住みよいまちづくりを進めていただくための、滋賀県独自の制度。

■ 近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

■ グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用活用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進める取組のこと。

■ 景観計画

景観法に基づいて、景観行政団体が定めることができる良好な景観の形成に関する計画のこと。

■ 景観重要樹木

景観計画に定められた指定の方針に則り、良好な景観の形成に重要な樹木として指定するもの。

■ 景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等、所要の措置を講ずる景観についての総合的な法律。

■ 建築協定

建築基準法等の一般的な制限以外に、一定の区域において関係権利者の全員の合意のもと、建物の敷地・構造・意匠などについて取り決める協定。

■ 国土形成計画

昭和37年から5次にわたり策定されてきた全国総合開発計画に代わり、土地、水、自然、社会資本、産業、文化、人材等を含めたおおむね10年の期間にわたる長期的な国土づくりの指針となるもの。

■ 国有林

我が国の森林の約3割を占める、国民共通の財産として国が管理する森林のこと。

サ行

■ 里山

市街地や集落周辺にある丘陵及び低山帯に広がる二次林帯のこと。

■ 社会資本整備重点計画

社会資本整備重点計画法に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために策定する計画のこと。

■ CSR活動

企業の社会的責任（CSR: Corporate Social Responsibility）のこと。企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方。

■ 市街化区域

都市計画法に基づき定められる、市街化を促進する区域。既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的、計画的に市街化を図る区域。

■ 市街化調整区域

都市計画法に基づき定められる、市街化を抑制する区域。

■ 自然公園

自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護するとともに、国民の保健に資することを目的とする公園のこと。

■ 指定管理者制度

公共施設の管理を、株式会社・民間業者などにもさせることができる制度。施設を所有する地方公共団体の議決を経て管理者の指定をする。管理者は民間の手法を用いて、弾力性や柔軟性のある施設の運営を行う事が可能となる。

■ ステークホルダー

企業や行政、NPOなどの組織が行う活動により、さまざまな影響を受ける利害関係者のこと。

■ 生物多様性基本法

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的として、平成20年に制定された法律。

■ 総合計画

地方自治体における行政運営の最上位計画であり、住民全体で共有する自治体の将来目標や施策を示し、全ての住民や事業者、行政が行動するための基本的な指針となるもの。

■ 総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。

タ行

■ 脱炭素社会

温室効果ガスの排出自体を抑制するだけでなく、排出された二酸化炭素を回収するなどして、差し引きで実質的にゼロを達成しようとする社会のこと。

■ 地域森林計画対象民有林

民有林について、森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を定めた計画の対象となる民有林のこと。

■ 地区計画

都市計画法に基づいて、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制・誘導を行う制度。

■ 地区公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

■ 鳥獣保護区

鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）」に基づいて環境大臣又は都道府県知事が指定する区域のこと。

■ 都市計画区域

健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲。

■ 都市計画マスタープラン

都市計画法に基づいて、市町村が策定主体となって、都市計画区域における都市づくりの将来ビジョンを示す計画。

■ 都市公園

都市公園法に基づいて、国や地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地。

■ 都市公園法

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として制定された。この法律には都市公園の定義や管理に係る事項等について定められている。

■ 都市農業振興基本法

都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として制定された法律。

■ 都市緑地

主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地。

■ 都市緑地法

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された。この法律には、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められている。

ナ行

■ 農業振興地域農用地区域

農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地。

ハ行

■ パーク PFI

飲食店、売店等の公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用して周辺の園路、広場等の公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募で選定する制度で、都市公園に民間の優良な投資を誘導する新たな整備・管理手法のこと。

■ ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等を表示した地図。「洪水」、「土砂災害」、「地震」等の種類がある。

■ ビオトープ

「地域の野生の生きものが暮らす場所」を意味する。人工的に造った池などといった特別なものを指すのではなく、身近にある森林や草地、河川や河原、池や湖沼、海や干潟など、その地域にもともといる野生の生きものたちが暮らしたり利用したりする、ある程度まとまった場所のことを言う。

■ 風致地区

都市の中の樹林地、水辺地等で構成された良好な自然的景観を維持するため、都市計画法に基づき指定された区域。風致地区内では、一定の行為を行う場合はあらかじめ許可が必要となる。

■保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等の公益目的を達成するために指定される森林。保安林では、目的に沿った森林機能の確保のために立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されている。

ラ行**■緑地協定**

土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度のこと。

ワ行**■ワークショップ**

参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究集会。



野洲市みどりの基本計画

令和3年7月発行

野洲市 都市建設部 都市計画課

〒520-2395 野洲市小篠原2100番地1

TEL:077-587-6324

FAX:077-586-2176